

白子町第4次総合計画

笑顔、創意、夢のあるまち しらこ

後期基本計画

平成25～29年度

白子町

はじめに



本町では、「笑顔、創意、夢のあるまち しらこ」をテーマとし、平成 20 年度に白子町第 4 次総合計画（平成 20～29 年度）を策定し、各種施策を総合的、計画的に展開してまいりました。

このたび、前期基本計画を終え、平成 25 年度から平成 29 年度までの後期基本計画を策定しました。

総合計画策定後 5 年を経過し、少子超高齢化の進行や人口減少社会の到来など、人口構造が急激に変化し、白子町第 4 次総合計画策定時における想定とは大きく異なっており、

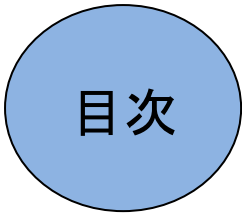
このほか、東日本大震災という未曾有の災害に直面し、本町も防災対策の見直しと強化が最重要課題となっているところであり、また、2 回にわたる政権交代による各種予算、制度改正への対応など、本町を取り巻く社会経済情勢や諸状況の急速な変化に伴い、新たな重要課題が増えてきております。

このように、社会構造が大きく転換する中で、5 年後を見据えた新たな町政運営の方向性を示すとともに、必要な部分の見直しを図り、「自立と思いやり」「発見と活用」「参加と協働」の 3 本の柱をより強固にし、一人ひとりが誇りをもって住み続けたい町を目指していきたいと考えております。

依然として厳しい財政状況下にありますが、町民と行政が積極的に創意工夫し、お互いの責任と役割分担による「誇りをもって住み続けるまちづくり」を推進していきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、提言をお寄せいただきました関係各位に対しまして、心よりお礼申し上げますとともに、計画の達成のため、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

白子町長 林 和 雄



目次

序章	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の名称	1
3. 目標年度、計画の構成	1
第1章 白子町の概況	3
1. 位置及び地勢	3
2. 人口・世帯の動向	5
3. 財政状況に関する現状と今後の展望	7
第2章 まちづくりの重要な課題	10
1. 少子超高齢化への対応	10
2. 人口減少社会への対応	10
3. 広域との交流連携への対応	11
4. 防災・減災への対応	11
第3章 「施策の大綱」体系と重点施策	12
1. 「施策の大綱」体系	12
2. まちづくりの重要課題に対応するための重点施策	14
第4章 分野別基本計画	17
I 自立と思いやりのまちづくり	19
第1節 健やかに安心して暮らせる体制づくり	19
1. 町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実	19
2. 保健事業の充実・医療サービス体制の確保	25
3. 安心して暮らせるまちづくりの推進	27

第2節	知識とスポーツと文化にあふれる環境づくり	31
1.	学校教育の充実	32
2.	町民のための生涯学習システムの確立	34
3.	生涯スポーツ・レクリエーションの推進	38
4.	文化の創造	41
Ⅱ	発見と活用のまちづくり	44
第1節	いきいき働く産業づくり	44
1.	農林業・水産業の振興	44
2.	商業・工業の振興	48
3.	観光の振興	50
第2節	多彩で魅力あるまちづくり	54
1.	まちの目標となる土地利用	54
2.	生活基盤の整備	56
3.	快適な地域環境整備	60
Ⅲ	行財政計画と参加と協働のまちづくり	62
第1節	まちの行財政計画	62
1.	まちの行財政計画	62
2.	広域行政の推進	65
第2節	参加と協働のまちづくり	66
1.	まちづくりへの参加の仕組みづくり	66
2.	協働による「まちづくり活動」を推進する仕組みづくり	67
付属資料		68

基本計画



序章

このたび策定した「白子町後期基本計画」（以下、「本計画」という。）は5年後を見据えたまちづくりの計画です。

序章では、本計画を策定した趣旨について説明します。

1. 策定の趣旨

白子町では、「笑顔、創意、夢のあるまち しらこ」をテーマとし、「白子町第4次総合計画」（目標年次：平成29年【2017年】）を平成20年度に策定し、各種施策を総合的、計画的に展開してまいりました。

しかしながら、「白子町第4次総合計画」の策定から5年が経過し、この間、少子超高齢化の進行や人口減少社会の到来など、人口構造が急激に変化し、「白子町第4次総合計画」策定時における想定とは大きく異なってきています。

このほか、東日本大震災という未曾有の災害からの防災・減災への対応、2回にわたる政権交代への対応など本町を取り巻く社会経済情勢や諸状況の急速な変化に伴い、新たな重要課題が増えてきています。

このように、社会構造が大きく転換する中で、5年後を見据えた新たな町政運営の方向性を示すことが重要となってきています。

このことから課題に的確に対応するとともに、一人ひとりが誇りをもって住み続けたいまちづくりのため、町政運営の基本指針、まちづくりの計画として、本計画を策定しました。

2. 計画の名称

本計画は、「白子町第4次総合計画 後期基本計画」と称します。

3. 目標年度、計画の構成

本計画は、「白子町第4次総合計画 基本構想」にあわせ、平成29年度を目標年度とします。

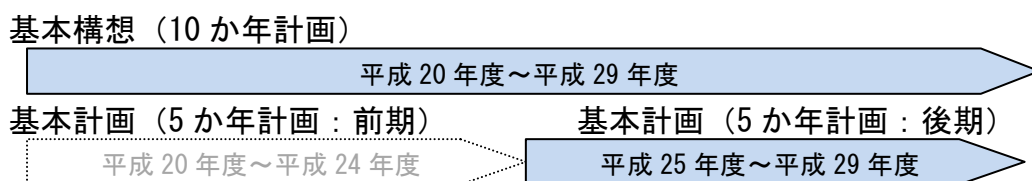


図 序-1

総合計画

まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを具体化するための基本計画



【基本構想】（平成 20 年 12 月 20 日議決）

将来における白子町の望ましい姿を想定し、それに至るまでの施策の大綱を明らかにするもので、平成 20 年度を初年度、平成 29 年度を目標とする 10 か年の長期構想です。

【基本計画】

基本構想に描かれた将来像及び施策の大綱を実現するために、必要な課題や施策を体系的に明示し、施策に基づき主な計画・事業を明らかにし、行財政運営の指針とするもので、前期基本計画は、平成 20 年度を初年度、平成 24 年度を目標年度、後期基本計画は、平成 25 年度を初年度、平成 29 年度を目標年度とする中期の行政計画となる 5 か年計画です。



町 章 昭和 49 年 12 月 19 日制定

白子町の（白子）を図案化したもので、円形は平和と円満な町行政の理想を象徴しています。

第1章 白子町の概況

これからのまちづくりについて考える際に、その前提として、本町の現況と将来の展望について理解することが重要です。

第1章では、地理や人口、財政状況などについて、本町の概況を示します。

1. 位置及び地勢

本町は、千葉県の中央部、九十九里浜沿いに位置しています。町の周辺市町村は、西に茂原市、南に長生村、北に大網白里市と隣接し、首都東京から70 km、千葉市から35 kmの距離にあります。千葉市までは、鉄道で茂原駅、大網駅から25～30分、自動車では、県道茂原白子線、千葉外房有料道路経由で約30 km、40分で結ばれ、県内では比較的千葉市への交通の利便性が高い位置にあります。東京までは、鉄道で茂原駅、大網駅から特急を利用して50～60分、高速バスで白子車庫から約90分、自動車では京葉道路または首都高速湾岸線経由で約70 km、80分で結ばれています。長生郡市の中核的な都市である茂原市の中心部までは約10 km、20分で結ばれています。平成25年4月には圏央道東金 - 木更津間が開通し、神奈川県との交流、内房と外房の連携、産業や観光のさらなる発展が期待されています。

本町の地形は、東西5.7 km、南北6.3 km、面積27.46k m²のほぼ方形をなし、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、平坦な土地は農作地帯となっています。

農用地面積は、1,447ha（田875.1ha・畑571.9ha）で、町面積の52.7%を占め、米や施設野菜などの農作物供給の一大産地です。

また、現在は「テニスの町」として知られ、一般観光客、テニス客など年間90万人もの観光客が訪れる農業と観光の町です。

図1-1 白子町の位置



図 1-2 長生郡内における白子町の位置



町の木「黒松」 昭和 45 年 10 月 29 日制定

千葉国体記念郷土緑化推進運動の一環として、町民から公募により制定されました。

黒松は、白子海岸に白砂青松の景観を呈する砂浜と松林として、町民から愛され、塩風や飛砂の害から人家や農地などを守っています。

2. 人口・世帯の動向

本町の人口や世帯について、これまでの推移を概観するとともに、将来の社会構造やまちづくりの方向性を考えるうえで重要な、将来見通しについて整理します。

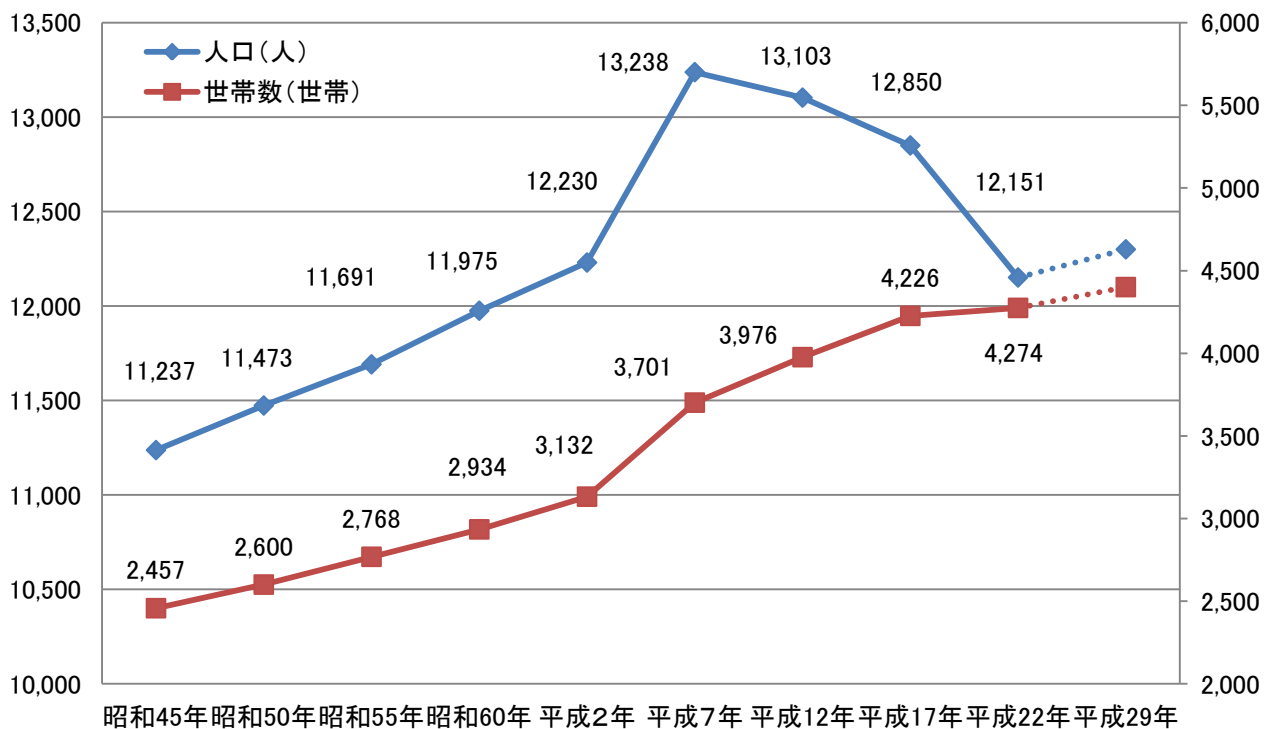
本町の人口は 12,151 人（平成 22 年：国勢調査）で、平成 12 年に初めて人口が減少に転じています。

15 歳未満人口は、10.7%（平成 17 年：国勢調査）から 9.9%（平成 22 年：国勢調査）に減少、65 歳以上人口は、26.3%から 29.9%に増加し、着実に少子超高齢化が進んでいます。

一方、世帯数は増加を続けており、核家族化や単身世帯の増加などにより高い水準で推移しています。

全国の人口も減少傾向で、短期的にみても人口急増に転じる要因はみられない見通しですが、今後も、人口受入れの促進により、緩やかな人口増加を見込みます。世帯数については、引き続き、増加傾向と見込まれます。

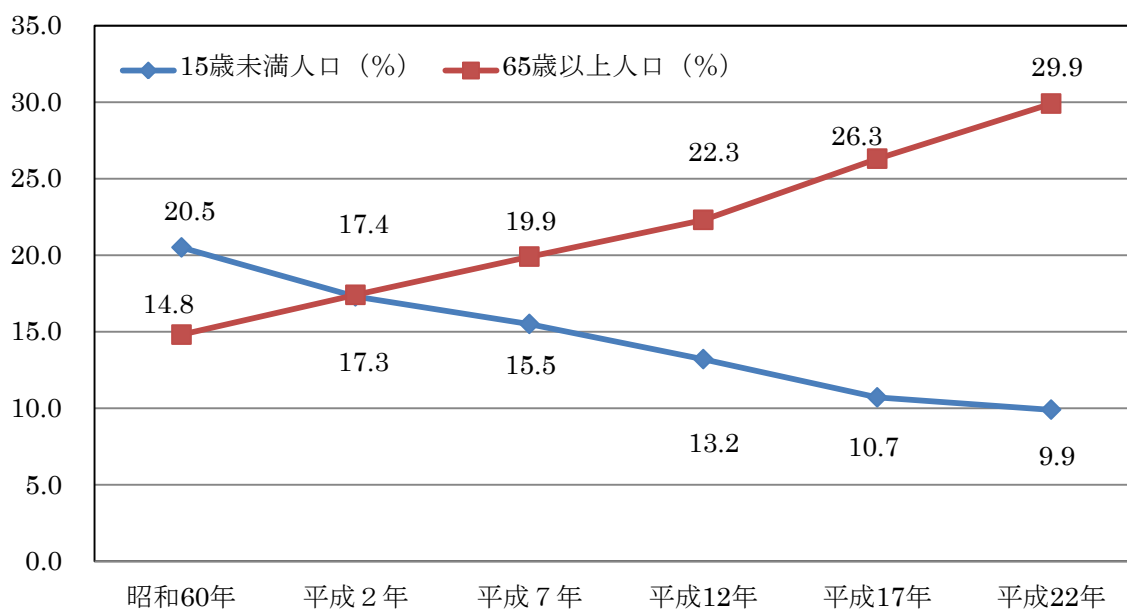
図 1-3 白子町の人口・世帯数の推移と人口予想図



※基本構想での将来目標人口は 13,000 人としています。

図 1-4 15 歳未満人口と 65 歳以上人口の人口に対する割合の推移

○高齢化社会 高齢化率 7%~14%



○高齢社会 高齢化率 14%~21%

○超高齢社会 高齢化率 21%~



町の花「ひまわり」 平成2年10月1日制定

ふるさと創生の一環として白子町のイメージアップのため、町民アンケートなどにより制定されました。

花言葉は「光輝く」などで、ひまわりのように光輝くまちになってもらいたいという思いを込めて町の花に制定されました。

3. 財政状況に関する現状と今後の展望

本町の財政状況についても、十分に認識した上で、取り組みの方向性を検討する必要があります。

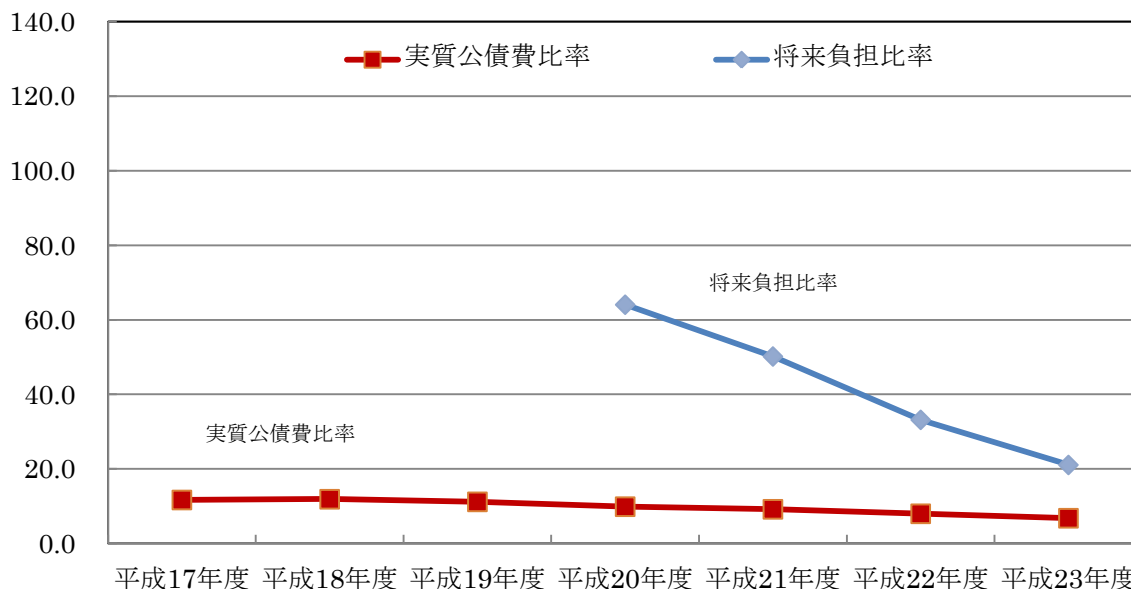
そのため、財政状況に関する現状を概観するとともに、今後の展望について整理します。

(1) 財政の現状

本町の財政状況は、平成23年度決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）による実質公債費比率や将来負担比率は、比較的低い数値で推移しています。しかし、平成18年度以降、扶助費などの義務的に支出しなければならない経費が大幅に増加しており、財政の弾力性が乏しくなっています。義務的経費の削減に努め、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保しなければなりません。

町債の現在高は、地方交付税の不足分で、交付税措置がある臨時財政対策債を発行したことなどにより高い水準で推移しているため、適切な借り入れに努め、できるだけ抑制していきます。

図1-5 実質公債費比率及び将来負担比率（単位：％）



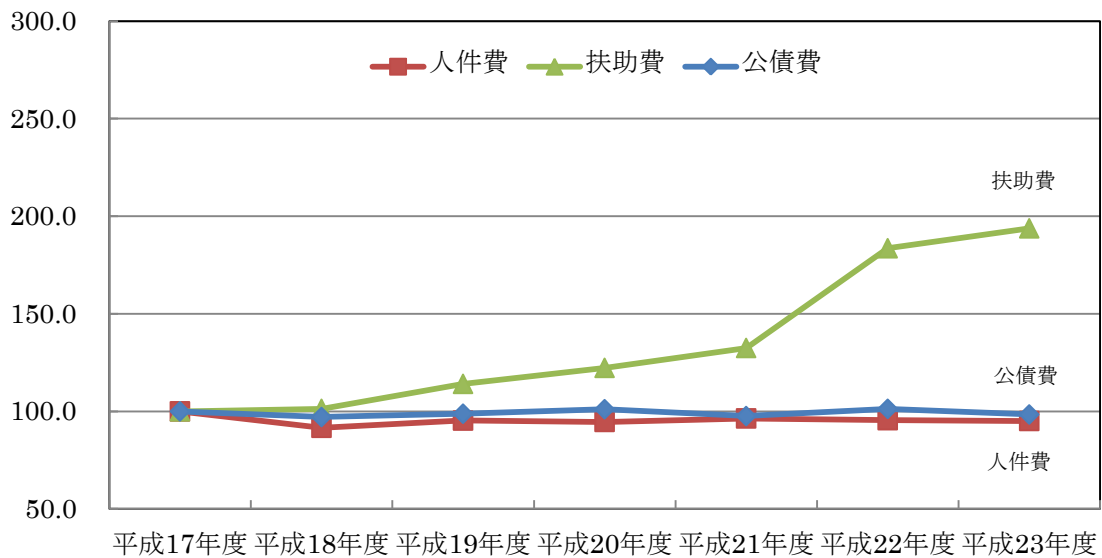
○実質公債費比率（早期健全化基準 25.0% 財政再生基準 35.0%）

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

○将来負担比率（早期健全化基準 350.0%）

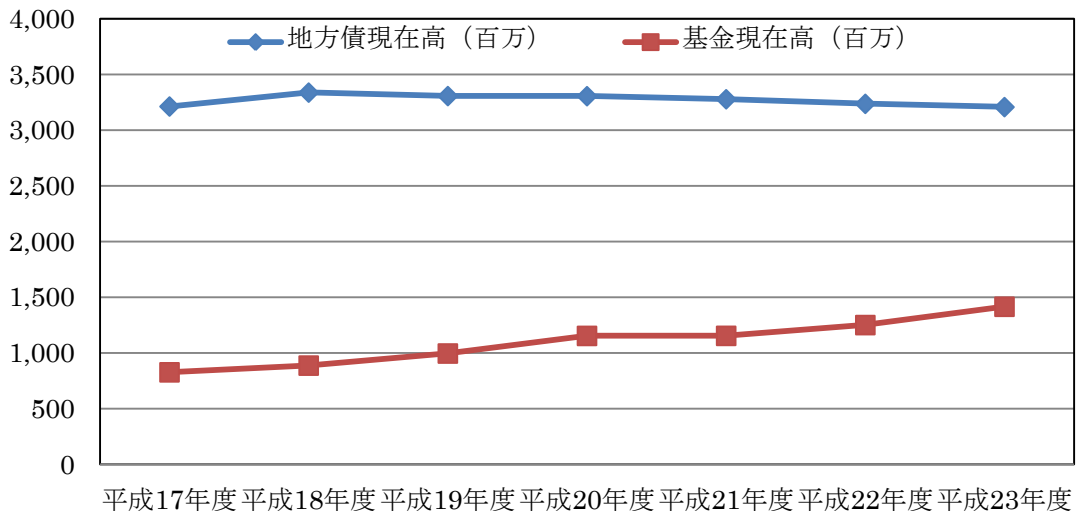
地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

図 1-6 義務的経費の状況 (単位：%)



- 扶助費 社会保障制度の一環として、低所得者、要援護高齢者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費です。
- 公債費 地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金です。(例：地方道路等整備事業債、義務教育施設整備事業債、臨時財政対策債など)

図 1-7 地方債現在高及び基金現在高



- 地方債 地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。(例：地方道路等整備事業債、義務教育施設整備事業債、臨時財政対策債など)
- 基金 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるものです。(例：財政調整基金、防災基金など)

(2) 今後の展望

今後も、主要な一般財源である町税収入の伸びは望めない状況にあり、地方交付税も国の総額の減少に伴い減収が見込まれます。また、国庫支出金、各種交付金などの依存財源についても、減収傾向にあります。

歳出については、超高齢社会に伴い、高齢者福祉などに支出される扶助費が増加し続けており、今後も引き続き増加していくものと見込まれます。また、各特別会計への繰出金、一部事務組合への負担金なども増加していくものと見込まれます。

積極的に自主財源の確保に努めるとともに、行財政改革に取り組み、歳出規模の縮減（行政のスリム化）を図り、緊急性や必要性を踏まえ、達成されていない課題への取組を強化しなければなりません。



町のシンボルキャラクター「げんき君」

平成7年2月11日制定

白子町合併40周年の記念事業として制定され、体は太陽と情熱の赤、髪の毛は九十九里浜の大波を表し、足の緑と黄色は町の木黒松と町の花ひまわりを表現しています。元気いっぱいの子どもの姿で、豊かな実りある町を象徴したものです。

第2章

まちづくりの重要な課題

第1章では、地理、人口や財政状況について、本町の概況を示しました。第2章では、これらの概況を踏まえ、これからのまちづくりにおける特に重要な課題を示します。

1. 少子超高齢化への対応

【現況と課題】

- ・本町の人口は、平成22年に12,151人、15歳未満人口は、10.7%（平成17年：国勢調査）から9.9%（平成22年：国勢調査）に減少、65歳以上人口は、26.3%から29.9%に増加し、着実に少子超高齢化が進んでいます。
- ・町の高齢者福祉施設などの現状をみると、町内3地区のふれあいセンター、特別養護老人ホームが1カ所、地域密着型サービスとして位置づけられる小規模特別養護老人ホームが1カ所、認知症高齢者グループホームが2カ所整備されています。
- ・地域における保健・福祉体制は、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティア組織などにおいて、活動が行われていますが、総合的に保健・福祉サービスを進めていくための相互調整や、組織間の連携は、必ずしも十分図られてはいない状況にあり、その対応策として地域福祉ネットワークの整備が必要です。
- ・高齢者世帯は平成22年に2,468世帯、うちひとり暮らし世帯が579世帯で年々増加しており、医療・福祉・介護サービスの充実・強化が急務です。
- ・また、今後、団塊の世代の人達が高齢化を迎えることにより、高齢者福祉ニーズも高度化、多様化するものとみられ、変化に応じた体制づくりや、生きがいづくり対策の強化、町内に整備された施設を多目的、効率的に活用することによる医療・福祉・介護サービスの有機的な連携や充実が求められています。
- ・社会参加する女性の増加や核家族化などにより、子育て支援ニーズも0歳児～年少児童まで病児保育や一時保育など多様化しています。特に近年は、低年齢保育ニーズが増加しており、総合的な保育体制の整備と地域における子育て支援体制の構築が必要です。

2. 人口減少社会への対応

【現況と課題】

- ・本町の人口は12,151人（平成22年：国勢調査）で、平成12年に初めて人口が減少に転じています。短期的に人口急増に転じる要因もみられない見通しですが、今後は、人口受入れの促進により、緩やかな人口増加を見込みます。
- ・一方、世帯数は増加を続けており、核家族化や単身世帯の増加などにより高い水準で推移しています。

- ・ 少子超高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、行政サービスはこれまでのような全国一律のシステムでは、地域の特性や生活に密接に関係する課題に的確に対応することが困難になってきています。行政サービスの内容にも地域差が発生し、人々が自分の価値観やその地域のサービスの特徴・水準などにより居住地を選択する動きが現れています。そこで、地域の多様性や個性を活かした、行政システムの形成が進められています。
- ・ 白子町は、千葉市や茂原市の通勤圏となっており、米、野菜、施設園芸などの近郊農業、テニス、各種イベント、九十九里浜などの観光振興など、多様な事業の可能性が考えられます。多様な町民の生活価値や、身近な資源に着目し、多くの町民が充実した生活を送れるための施策が求められています。
- ・ また、町民の多様な生活価値を把握しながら、生活の質的充実を後押しするまちづくりを推進するためにも、多様なニーズを柔軟に受けとめる、まちづくりの仕組みづくりとその体制づくりが求められています。

3. 広域との交流連携への対応

【現況と課題】

- ・ 人口が減少しているまちづくりにおいては、人口受入れの促進のほかに、広域との交流連携を促進し、新たな活力を地域に呼び込み、地域の活性化を図ることが必要です。
- ・ 白子町はスポーツ、観光などのまちとしての特徴を有し、スポーツ大会やイベントなどが開催され、すでに交流連携が行われていますが、白子町の特徴、個性を活かした交流連携を促進し、地域の活性化を図っていく必要があります。

4. 防災・減災への対応

【現況と課題】

- ・ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、本町においても南白亀川の津波の遡上や長時間の停電が発生しました。
- ・ 東日本大震災を教訓に地域防災計画の見直しを図り、災害発生時の人的被害を最小限にするため、災害に強い防災体制、避難路、避難所、資機材の整備の強化を図る必要があります。
- ・ また、防災マップなどにより町内防災施設の周知を図るとともに、自主防災組織や自治会などと協力し、防災訓練などを実施するなど、町民の防災意識の醸成を図ることも必要です。
- ・ 既存の建物や新築、増改築の建物には、その構造などの防災対策に努め、耐震化も進めていかなければなりません。
- ・ さらに、防災に関する周辺市町村との協力体制を確認・強化し、広域で災害に対応する体制づくりを進めることも必要です。

第3章

「施策の大綱」体系と重点施策

第3章では、「笑顔、創意、夢のあるまち しらこ」をテーマとした町民が本町で暮らしやすい生活を送るだけでなく、「笑顔」「創意」「夢」といった、より心豊かな生活を送ることを目標に、3つの分野別のサブテーマを中心とした施策の大綱の体系を示します。

また、第2章で示したまちづくりの重要な課題に的確に対応するための本計画におけるまちづくりの重点施策を示します。

1. 「施策の大綱」体系

本計画においても、白子町第4次基本構想の計画理念を遵守し、「自立と思いやりのまちづくり」、「発見と活用のまちづくり」、「参加と協働のまちづくり」を分野別のサブテーマとし、新たな展開を進めます。

I 自立と思いやりのまちづくり - 生活関連分野（福祉、教育、文化など）

① 健やかに安心して暮らせる体制づくり

- 町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実
- 保健事業の充実・医療サービス体制の確保
- 安心して暮らせるまちづくりの推進

② 知識とスポーツと文化にあふれる環境づくり

- 学校教育の充実
- 町民のための生涯学習システムの確立
- 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
- 文化の創造

II 発見と活用のまちづくり - 産業、土地利用関連分野

① いきいき働く産業づくり

- 農林業・水産業の振興
- 商業・工業の振興
- 観光の振興

② 多彩で魅力あるまちづくり

- まちの目標となる土地利用
- 生活基盤の整備
- 快適な地域環境整備

Ⅲ 行財政計画と参加と協働のまちづくり

①まちの行財政計画

- まちの行財政計画
- 広域行政の推進

②参加と協働のまちづくり

- まちづくりへの参加の仕組みづくり
- 協働による「まちづくり活動」を推進する仕組みづくり



2. まちづくりの重要な課題に対応するための重点施策

重点施策1：町民の健康づくり支援体制と子育て支援

－【重要課題1】少子超高齢化への対応－

(1) 健康づくり支援体制

町民一人ひとりが健康について意識して、自分自身の健康管理や健康づくり活動を自主的に行うことを目的に、各種施策を進めます。

- ①住民検診データの作成
- ②個別健康教育の強化
- ③生活習慣病予防や介護予防事業
- ④食生活についての勉強会
- ⑤体系的な医療サービスの確保

(2) ふれあいセンターの活用

南白亀、白潟、関の各地区の「ふれあいセンター」は、健康づくり活動も含めた地域福祉活動の拠点であり、この施設を活用した健康づくり施策の充実・強化を図ります。

(3) 地域での子育て支援体制の構築

保育所や民生委員児童委員を中心とした行政側からのアプローチと、地域の子ども会や子育てサークルなどの自主的な活動との連携を強化し、地域での総合的な子育て支援体制を構築します。

(4) 総合的な保育・子育て支援方策

長生都市次世代育成支援対策地域行動計画の施策の体系に基づき、地域の状況に応じた子育て支援策を進めます。

女性の社会参加を支援するため、学校の空き教室などを活用し、地域の状況に応じた保育体制の確立・強化を図ります。

重点施策2：人口受入れ、定住促進のための支援の充実

－【重要課題2】人口減少社会への対応－

(1) 人口受入れの方策

白子町の個性や特徴に価値を見だし、町へ転入する方などに対し、各種施策を進めます。

(2) 定住促進の支援

町民の定住を促進するために、各種支援を進めます。

- ①町内在住の働く女性に対する子育て支援の充実
- ②町内での起業者に対する支援の充実
- ③若年層へのマイホーム取得支援
- ④町有地の無償貸付

重点施策 3 : 広域との交流連携

－【重要課題 3】 広域との交流連携への対応－

(1) 地域資源を活かした広域交流連携

白子町のスポーツ資源、自然資源をとおり、町民と広域との交流連携の場所としての役割を担い、その交流をとおりして、町民及び県内外の住民の生活の活性化を図ります。

(2) 広域交流連携の推進

スポーツ資源、自然資源のほかにも、農業と観光が盛んであり、これらの資源をとおり、長生郡内での日常的な生涯学習、郡内交流などの拠点としての役割を担い、その交流をとおりして、町民及び郡内住民の生活の活性化を図ります。

重点施策 4 : 防災・減災対策の推進

－【重要課題 4】 防災・減災への対応－

(1) 防災体制の強化と防災・減災対策の推進

地域防災計画に基づき、災害発生時の人的被害を最小限にするため、災害に強い防災体制、防災情報伝達体制、避難路、避難所、資機材の整備の強化を図ります。また、津波・高潮・河川の氾濫などの災害の未然防止対策を進めます。

(2) 防災意識の醸成

防災マップなどにより町内防災施設の周知を図るとともに、自主防災組織や自治会などと協力し、防災訓練などを実施し、町民の防災意識の醸成を図ります。

(3) 耐震化の促進

既存の建物や新築、増改築の建物には、その構造などの防災対策に努め、耐震化を進めます。

(4) 広域的な防災体制の推進

防災に関する周辺市町村との協力体制を確認・強化し、広域で災害に対応する体制づくりを進めます。

分野別基本計画



■分野別基本計画の見方

分野別基本計画は、施策の大綱体系で示したとおり3つの「分野別のサブテーマ」、6つの「まちづくりの方向性」、17の「施策の柱」、「施策」で構成し、施策ごとに「施策の方向」と「施策に関する主な計画・事業」を記載しています。

I 自立と思いやりのまちづくり（分野別のサブテーマ）

第1節 健やかに安心して暮らせる体制づくり（まちづくりの方向性）

●施策の大綱

○町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実（施策の柱）

●現況と課題

1. 町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実

●施策の方向と主な計画事業

施策	施策の方向	主な計画・事業
		【重点1～5】 【新規】 【再掲】

- ・【重点1～5】は、第3章の重点施策として取り組む事業
- ・【新規】は、平成25年度から新たに取り組む事業
- ・【再掲】は、複数の施策に該当する事業

第4章

分野別基本計画

第4章では、第3章で示した「施策の大綱」体系に基づいた、政策分野別の現状と課題及び今後の施策の方向と主な事業計画を示します。

I 自立と思いやりのまちづくり

第1節 健やかに安心して暮らせる体制づくり

●施策の大綱

○町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実

- ・超高齢社会の中で、町民が安心して暮らせるまちづくりのためには、地域における保健・福祉・介護サービスのネットワークづくりが必要です。特に高次の施設を茂原市などの町外に依存する本町においては、町内でのサービス体制づくりが重要で、個々に行われている保健・福祉・介護サービスの連携強化とネットワーク化を進めます。
- ・町内でのきめ細かな保健・福祉・介護サービス実現のためには、町民が自発的に日々の健康管理を行うとともに、町が提供する保健・福祉・介護予防事業に積極的に参加し、いざというときに支い合える町民各々の福祉意識の高揚が重要です。そのために地域や高齢者一人ひとりの実情を把握し、有効なネットワークづくりを進めます。
- ・今後は、高齢化が進むなかで、高齢者の介護予防に関する取り組みや活動を重視し、地域において自分らしく生き生きとした生活を送れるよう支援しつつ、介護保険サービスの提供基盤の充実に努めます。さらに、高齢者が元気であり続けるためには、介護予防・健康づくりが大切であり、そのような取り組み・活動への積極的な参加を促し、支援する体制づくりを進めます。
- ・一方、少子化の流れに対応するために、女性の社会参加を支援する総合的な保育体制の確立と場所の確保を進めます。障がいのある人、低所得者に対しては、家庭の実情に応じ生活相談や各種支援事業を進めます。

○保健事業の充実・医療サービス体制の確保

- ・町民が安心して暮らせるための基本は、町民一人ひとりの健康保持であり、そのための保健事業として、小児から成人までの各年齢層段階に応じた健診や予防接種及び生活習慣病予防に効果のある各種検診・保健指導事業などを進めます。特に核家族化、少子高齢化に対応し、高齢者やひとり親家庭などに対する保健事業の強化を進めます。
- ・町民の健康な暮らしを支える地域医療については、救急医療から高次医療、機能回復訓練までの体系的な医療体制を構築するため、県や周辺自治体と協働しながら広域的な取り組みを進めます。

○安心して暮らせるまちづくりの推進

- ・風水害や地震などの自然災害に強いまちづくりを進めるために、地域の危険要因を把握しつつ、防災・減災対策を体系的に進めます。また、河川の水害問題については、白子町だけでなく南白亀川流域全体にわたる広域の問題として捉え、流域市町村一体での対策を協議します。
- ・交通安全や防犯については、町民の意識の高揚を図るとともに事故などの未然防止対策を計画的に進めます。

1. 町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実

●現況と課題

- ・白子町の人口は、平成22年に12,151人、うち65歳以上の高齢者は3,631人29.9%であり、既に超高齢社会を迎えています。
- ・町の高齢者福祉施設などの現状をみると、町内3地区の「ふれあいセンター」、特別養護老人ホーム、地域密着型サービスとして位置づけられる小規模特別養護老人ホームと認知症高齢者グループホーム2カ所が整備されています。
- ・地域における保健・福祉体制は、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティア組織などにおいて、活動が行われていますが、総合的に保健・福祉サービスを進めていくための相互調整や、組織間の連携は、必ずしも充分図られてはいない状況にあり、その対応策として地域福祉ネットワークの整備が必要です。
- ・高齢者世帯は平成22年に2,468世帯、うちひとり暮らし世帯が579世帯で年々増加しており、医療・福祉・介護サービスの充実・強化が急務です。また今後、団塊の世代の人達が高齢化を迎えることとなり、高齢者福祉ニーズも高度化、多様化するものとみられ、変化に応じた体制づくりや、生きがいづくり対策の強化、町内に整備された施設を多目的に効率的に活用することによるサービスの有機的な連携や充実が求められています。
- ・社会参加する女性の増加や核家族化などにより、子育て支援ニーズも0歳児～年少児童まで多様化し、特に近年は低年齢保育ニーズが増加する傾向にあり、総合的な保育体制の整備と地域における子育て支援体制の構築が必要です。
- ・白子町の障がい者は若干の増加傾向にあり、地域において障がいのある人やその家族が安心して生活していけるように、各種対策を進めていく必要があります。

表 4-1 年齢階層別人口（単位：人（％））

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増加数 22 - 24
0～14歳	2,458(20.5)	2,117(17.3)	2,058(15.5)	1,732(13.2)	1,378(10.7)	1,205(9.9)	▲173
15～64歳	7,746(64.7)	7,992(65.3)	8,552(64.6)	8,444(64.4)	7,999(62.2)	7,315(60.2)	▲684
65歳以上	1,771(14.8)	2,121(17.4)	2,628(19.9)	2,923(22.3)	3,376(26.3)	3,630(29.9)	254
総数	11,975(100.0)	12,230(100.0)	13,238(100.0)	13,103(100.0)	12,850(100.0)	12,151(100.0)	▲699

資料：国勢調査 注記：年齢不詳を除くため各年齢階層の合計と総数は合わない。

表 4-2 高齢者世帯の推移

年次	高齢者世帯数		うち単独世帯数	
	世帯数 (世帯)	対総世帯 (%)	世帯数 (世帯)	対総世帯 (%)
平成2年	1,520	48.8	120	5.7
平成7年	1,852	50.1	235	6.4
平成12年	2,105	52.9	322	8.1
平成17年	2,445	58.0	494	11.7
平成22年	2,468	57.8	579	13.6

資料：保健福祉課

表 4-3 スマイルクラブ数、会員数の推移

年次	クラブ数	会員数(人)
平成2年	22	1,193
平成7年	22	1,100
平成12年	21	1,050
平成17年	22	1,100
平成22年	16	443
平成24年	13	317

資料：保健福祉課

表 4-4 保育児童数の推移

年次	定員 (人)	児童数(人)			
		3歳未満	3歳児	4～5歳	
昭和60年	350	397	16	67	314
平成2年	350	359	30	30	258
平成7年	350	355	36	36	248
平成12年	350	315	45	68	202
平成17年	350	256	33	63	160
平成22年	350	275	46	69	160
平成24年	350	258	42	72	144

資料：住民課

図 4-1 保健福祉施設位置図



●施策の方向と主な計画事業

(1) 総合的な保健・福祉行政の推進

施策	施策の方向	主な計画・事業
①地域ぐるみで保健・福祉・介護体制の構築とふれあいセンターの活用	<ul style="list-style-type: none"> 保健・福祉施策の体系化と効率的な実施とともに超高齢社会に対応した、保健・福祉・介護サービスの充実を図るために、町、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどによる総合的な地域福祉ネットワークづくりを進めるとともに各地区単位での保健・福祉体制づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関、地域ぐるみによる保健・福祉・介護体制の充実【重点1】 ・町、社会福祉協議会、地域包括センターによる総合的な地域福祉づくり（保健福祉課） ・教育、産業など他分野と連携した支援体制の充実（総務課、保健福祉課、関係各課）
	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいセンターは、地域における生活習慣病予防や介護予防などの保健・福祉活動を行うための総合的な地域福祉サービス拠点として活用します。また、保健福祉分野に限らず、各地区のまちづくり拠点として、様々な活用方法を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいセンターの活用【重点1】 ・ふれあいセンターの運営管理と活動支援（保健福祉課） ・情報機器を活用した健康管理（保健福祉課）
②地域に根ざした健康づくり推進	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな健康管理の方法や生活習慣病予防、介護予防の取組みや広報活動を進めます。また、町民の保健・福祉意識の醸成のために健康づくり活動を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフステージに応じた健康づくり事業展開【重点1】 ・健康づくり推進事業（保健福祉課） ・食生活改善推進員教育事業（保健福祉課） ・食生活改善地区組織活動事業（保健福祉課）
③住民主体の保健・福祉活動への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいセンターなどにおいて各種健康づくり事業や介護予防事業、福祉事業を実施するとともに、社会福祉協議会で行う保健・福祉活動を支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動への支援事業の実施【重点1】 ・献血推進事業（保健福祉課） ・社会福祉協議会活動支援（保健福祉課）

施策	施策の方向	主な計画・事業
④保健・福祉・介護に関する計画の策定・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定・見直しを行います。 ・障がい者計画及び障がい福祉計画の策定・見直しを行います。 ・特定健診等実施計画の見直しを行います。 ・保健・福祉・介護に関する計画相互の連携を図り、利用者にわかりやすい計画となるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・福祉・介護に関する計画の策定・見直し計画相互の連携 ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定・見直し（保健福祉課） ・障がい者計画及び障がい福祉計画の策定・見直し（保健福祉課） ・特定健診等実施計画の見直し（住民課）
⑤社会保障制度の周知と活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・超高齢社会に対応するため、老後生活の支えとなる国民年金制度の周知と制度の未加入者の解消に努めます。また、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の適正な活用を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の健全運営 ・国民健康保険制度の改善要望（住民課） ○国民年金の加入促進及び制度改善の要望 ・国民年金事業（住民課）

(2) 高齢者福祉の充実

施策	施策の方向	主な計画・事業
①地域での高齢者見守りネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター、地区社会福祉協議会及び民生委員児童委員を中心とした地区ごとの地域福祉・見守りネットワークを構築し、地域の高齢者が自立した日常生活を営めるよう支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者見守りネットワーク ・日常生活を支援するため地域福祉・見守りネットワークの構築（保健福祉課）
②介護保険制度の利用促進と自立した日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が地域において自立した生活を営めるよう支援するため、介護保険制度の周知徹底を図り、適正・公平な運営を進めます。 ・町と地域包括支援センターの連携を中心に介護予防活動に積極的に取り組むとともに、高齢者の権利擁護や総合相談を実施し、高齢者が安心して生活を営めるよう支援を行います。 ・介護予防に関する知識の普及や介護予防活動を行う団体などを支援するとともに、高齢者一人ひとりが自らの健康維持・改善に取り組む機会の提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度の適正・公平な運営 ・介護保険事業（保健福祉課） ・地域支援事業（保健福祉課） ・地域包括支援センター事業（保健福祉課） ・特別養護老人ホーム建設推進事業（保健福祉課） ・家族介護慰労事業（保健福祉課） ・生活管理指導短期宿泊事業（保健福祉課） ○高齢者福祉サービスの施策の充実 【重点1】 ・敬老祝賀会事業（保健福祉課） ・結婚50周年祝賀事業（保健福祉課） ・機能訓練教室（保健福祉課） ・緊急通報体制等整備事業（保健福祉課） ・老人福祉施設入所措置事業（保健福祉課） ・福祉タクシー事業（保健福祉課） 【新規】
③高齢者が持つ知恵と経験の継承と地域での活用	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の知恵と経験を継承し、地域づくりに活かしていくために、シルバー人材センターの機能強化を進めるとともに、行政のみならず地域住民や民間企業での積極的な活用を進めます。 ・今後、団塊の世代が65歳を迎えますが、地域の様々な活動や事業に積極的に参加できるような仕組みづくりや動機付けを行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○シルバー人材センターの機能強化の検討 ・シルバー人材センター補助事業（保健福祉課）

施策	施策の方向	主な計画・事業
④高齢者の生きがい確保のための社会・文化活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがいづくりのために、コミュニティや教育文化活動へ的高齢者の積極的な参加の仕組みづくりを進めます。特に、ふれあいセンターでの自主的な交流活動を支援し、高齢者の地域活動への積極的な参加を促進します。 ・高齢者の教育・文化活動への参加の目標として、文化祭、体育祭及び各種イベントにおける表現や発表の機会を創出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生きがい確保と社会・文化活動の支援事業の実施 ・スマイルクラブ活動助成事業（保健福祉課） ・高齢者スポーツ広場事業（保健福祉課） ・ふれあいセンターでの自主的な交流の場の提供（保健福祉課）

(3) 児童・ひとり親家庭など福祉の充実

施策	施策の方向	主な計画・事業
①地域での子育て支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や民生委員児童委員を中心とした行政側からのアプローチと、地域の子ども会や子育てサークルなどの自主的な活動との連携を強化し、地域での総合的な子育て支援体制を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での子育て支援【重点1】 ・行政と地域の自主的な活動との連携（住民課）
②総合的な保育・子育て支援方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画の施策の体系に従い、地域の状況に応じた子育て支援策を実施します。 ・女性の社会参加を支援するため、学校の空き教室などを活用し、地域の状況に応じた保育体制を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な保育体制確立の検討【重点1・2】 ・長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画の実施（住民課） ・子ども・子育て支援事業計画の策定・実施（住民課） ・放課後児童健全育成事業（住民課） ○各種子育て支援方策の実施【重点1・2】 ・病児・病後児保育事業（住民課）
③保育所・児童遊園などの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・将来を見据えた計画的・効率的な保育所、児童遊園、その他公共施設の補修整備を進めます。児童遊園については、遊具の修理・更新や地域のイベント広場としての活用などを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の場確保のための事業実施【重点1】 ・保育所施設整備事業（住民課） ○児童遊園の補修【重点1】 ・補修整備助成事業（保健福祉課）
④ひとり親家庭など福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭などに対して、ニーズに応じた各種助成を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭などへの助成事業の実施【重点1】 ・ひとり親家庭等医療費等給付事業（保健福祉課）
⑤結婚支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども人口の増加には、未婚者の解消が必要であり、独身男女の出会いと結婚を支援するため、社会福祉協議会で行う結婚支援事業を支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○結婚支援事業を行う社会福祉協議会への助成事業の実施 ・社会福祉協議会活動支援（保健福祉課）



食生活改善推進員による介護予防事業



南白亀保育所の遊戯室を新築するなど計画的・効率的な施設の整備

(4) 障がい者福祉の充実

施策	施策の方向	主な計画・事業
①障がい者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を営めるよう、また、介助にあたっている家族などの精神的、肉体的な負担を軽減できるよう生活支援体制の充実を図ります。 ・ 障がいのある人が社会の一員として自立し障がいのある人もない人も、その人らしい生活を営むことができる社会の実現のための支援施策の充実を進めます。 ・ 障がいのある人の権利を擁護し、安心して暮らすことができるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者（児）等支援施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉サービス事業（保健福祉課） ・ 障がい児通所支援サービス事業（保健福祉課） ・ 相談支援事業（保健福祉課） ・ 日常生活用具等給付事業（保健福祉課） ・ 日中一時支援事業（保健福祉課） ・ 生活サポート事業（保健福祉課） ・ 在宅重度知的障がい者・ねたきり身体障がい者福祉手当給付事業（保健福祉課） ・ 重度心身障がい者（児）医療給付事業（保健福祉課） ・ 自立支援医療給付事業（保健福祉課） ・ 補装具費支給事業（保健福祉課） ・ 訪問入浴サービス事業（保健福祉課） ・ 精神障がい者保健福祉事業（保健福祉課） ・ 障がい者グループホーム等入居者家賃助成金支給事業（保健福祉課） ○社会参加促進施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション支援事業（保健福祉課） ・ 移動支援事業（保健福祉課） ・ 地域活動支援センター事業（保健福祉課） ・ 自動車運転免許・改造費助成事業（保健福祉課） ・ 知的障がい者職親委託制度事業（保健福祉課） ・ 福祉タクシー事業（保健福祉課） 【新規】【再掲】 ○権利擁護支援施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用支援事業（保健福祉課）

2. 保健事業の充実・医療サービス体制の確保

●現況と課題

- ・近年、白子町における死亡原因は、悪性新生物が上位を占めています。疾病を未然に予防するためには、まず町民の健康管理意識の醸成と健康づくり活動や疾病などの状況を把握することが重要で、その体制を充実させていく必要があります。
- ・21世紀を迎えた今日においても少子超高齢化は更に進んでおり、また、核家族化の進行や高齢者ひとり暮らし世帯の著しい増加など高齢者や母子に対する保健事業の強化が求められています。
- ・白子町の地域医療は、周辺市町村の医療機関に依存するところが大きく、地域医療サービスを充実していくためには、広域市町村圏組合や周辺自治体と協働しながら、広域的な取組みに基づいた地域医療のシステムづくりを進めていく必要があります。

表 4-5 主要死因別死亡者数の推移

年次	(人)	死亡者総数				
		脳血管疾患	悪性新生物	心疾患	肺炎	その他
昭和 60 年	88	21	17	14	-	36
平成 2 年	101	19	22	21	-	39
平成 7 年	140	22	43	29	-	46
平成 12 年	136	15	39	26	-	56
平成 17 年	177	17	46	38	34	42
平成 22 年	174	11	38	36	20	69
平成 24 年	176	14	43	37	27	55

資料：保健福祉課

●施策の方向と主な計画事業

(1) 各種保健事業の充実

施策	施策の方向	主な計画・事業
①町民による健康管理意識の醸成と活動体制づくり	・超高齢化の進行や健康への関心の高まりをふまえ、小児から高齢者までの年齢層段階に応じた健康管理や指導体制の充実を図ります。	○年齢層に応じた健康管理など 【重点1】 ・小児から高齢者までの年齢層に応じた健康管理など（保健福祉課）
②疾病予防、健康増進施策	・小児から高齢者までの町民全ての健康を保持するために、各種予防接種及び乳幼児健診、疾病の早期発見、早期治療を推進するための各種検診、個別相談などを実施します。	○生涯を通じた健康づくり体制の充実 【重点1】 ・結核予防事業（保健福祉課） ・母子保健事業（保健福祉課） ・予防接種事業（保健福祉課） ・健康づくり事業（保健福祉課）
③各種健康管理施策、支援の実施	・中高年及び母子の健康管理を支援するため、健康教育や食生活、生活習慣を含めた健康相談などの指導体制を充実させます。また、情報機器を活用して町民の医療データの系統的管理を支援し、保健指導への有効利用を図ります。	○健康管理の体制強化、支援の実施 【重点1】 ・人間ドック助成事業（住民課） ・情報機器を活用した健康管理（保健福祉課） ・子ども医療費助成事業（保健福祉課）
④生活習慣病予防の推進	・個人の健康づくりだけでなく、長期的な医療費削減を目指し、町民の健康づくりへの意識を高め、メタボリックシンドロームの概念を導入した効果的、効率的な健診、保健指導を実施します。	○生活習慣病予防の推進【重点1】 ・特定健診、特定保健指導（住民課）

(2) 地域医療サービスの確保

施策	施策の方向	主な計画・事業
① 予防活動の充実と地域福祉ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいセンターを利用した生活習慣病予防活動や介護予防活動を実施するとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携した地域福祉ネットワークを構築します。 ・ 食生活改善協議会など生活習慣病予防や介護予防に関する知識、技術を有する団体、ボランティアなどが行う活動、事業を積極的に支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふれあいセンターの利用【重点1】 ・ ふれあいセンターにおける生活習慣病予防や介護予防活動の実施（保健福祉課） ・ 地域における社会福祉団体などの活動支援（保健福祉課）
② 医療サービスの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の健康な暮らしを支える地域医療については、救急医療から高次医療、機能回復訓練までの体系的な医療体制を構築するため、県や周辺自治体と協働しながら広域的な取組みを推進します。 ・ 町民の健康状態や医療情報の系統的管理によって、的確な医療サービスの充実を進めるため、健康手帳の有効利用を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体系的な医療サービスの確保【重点1】 ・ 広域市町村圏組合病院会計負担事業（保健福祉課）
③ 高齢者見守り体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯などへの見守り体制を構築するため、社会福祉協議会や民生委員児童委員など地域の社会福祉団体やボランティアとの連携を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町と社会福祉団体の連携強化 ・ 町と地域の社会福祉団体などの連携による高齢者の見守り体制の構築（保健福祉課）



体力の若返りを目的とした筋力トレーニング



体力の若返りを目的としたエアロバイクでの有酸素運動



ひとり暮らしや高齢者などと地域住民がふれあいを通して生きがいづくりや仲間づくりをするいきいきサロン事業



ひとり暮らしの高齢者を対象とした民生委員と給食サービスの見守り活動

3. 安心して暮らせるまちづくりの推進

●現況と課題

- ・安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、町民（特に高齢者や障がいのある人）が生活しやすい工夫が施される必要があり、まず利用の多い公共公益施設において、先導的な取組みとして施設の補修・改良を進めていく必要があります。
- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、本町においても南白亀川の津波の遡上や長時間の停電が発生しました。町では地域防災計画に基づき、防災施設の整備や防災意識の醸成、地域の防災力の向上を図るとともに、総合的な津波対策を推進する必要があります。
- ・南白亀川の水害については、白子町だけの努力では解消できないこともあり、流域一体の問題としてとらえていく必要があります。
- ・交通事故発生件数は、例年減少傾向で推移しているものの、本町の交通手段は車中心であり、運転者（自転車を含む）及び歩行者（特に幼児、高齢者）に対する交通安全指導や道路の交通安全対策を強化していく必要があります。
- ・刑法犯罪発生件数は、毎年 150 件前後で推移しており、防犯設備の整備や監視体制を充実させていく必要があります。
- ・北消防署の開設により、消防、救急医療体制は改善されていますが、いざというときの即応体制強化を図るために、広域施設との連携強化と町内での連絡体制づくりを推進していく必要があります。

表 4-6 交通事故発生件数の推移

年次	事故件数	
	(件)	うち死亡事故件数
昭和 60 年	65	6
平成 2 年	55	6
平成 7 年	65	2
平成 12 年	94	3
平成 17 年	64	3
平成 22 年	51	0
平成 23 年	38	0

資料：警察署調べ

表 4-7 刑法犯罪発生件数の推移

年次	(件)	犯罪件数					
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯	風俗犯	その他
昭和 60 年	239	5	1	225	3	0	5
平成 2 年	153	1	3	122	13	1	13
平成 7 年	197	2	6	171	5	0	13
平成 12 年	204	5	9	172	6	0	12
平成 17 年	177	1	1	147	4	0	24
平成 22 年	151	1	1	128	2	1	18
平成 23 年	138	2	4	116	0	0	16

資料：警察署調べ

表 4-8 自然災害の発生履歴

年月日	種別名称など	被害の記録
昭和 23 年 9 月 15 日	アイオン台風	本県横断により、家屋倒壊 142 棟、幸治、古所海岸に高潮、樹木畑被害、交通途絶、電線不通
昭和 35 年 5 月 24 日	チリ地震、津波	南白亀川河口より遡上、家屋倒壊 1 棟、半壊 3 棟、床上浸水 5 棟、床下浸水 20 棟など
昭和 62 年 12 月 17 日	千葉県東方沖地震	家屋一部破損 1,387 棟、ブロック塀倒壊 13 か所
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災	物的被害 家屋 全壊 1 棟 一部損壊 16 棟 人的被害 死亡 1 人 電気 停電 約 4,000 世帯

資料：総務課

●施策の方向と主な計画事業

(1) 町民に優しいまちづくりの推進

施策	施策の方向	主な計画・事業
① 主要な福祉医療など公共施設周辺の安全なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県福祉のまちづくり条例に対応し、主要な公共公益施設周辺の道路などの公共施設について高齢者や交通弱者にやさしい施設整備を進めます。 また、不特定多数の方が利用する建築物については、誰もが使いやすい施設整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○主要な福祉医療など公共施設周辺の安全なまちづくりの推進 ・高齢者や交通弱者にやさしい施設整備（総務課）
② 公共施設への輸送サービス強化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいセンターや公民館、集会所などの公共施設や町外の高次医療福祉施設の利用利便性を向上させるために、ボランティアなどを活用した輸送サービスの導入を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設への輸送サービス強化の検討 ・町の輸送サービス強化のあり方の検討（総務課）

(2) 自然災害に強いまちづくりの推進

施策	施策の方向	主な計画・事業
① 防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災を教訓に見直しをした地域防災計画をふまえ、津波・高潮・河川の氾濫などの災害の未然防止対策、及び災害発生時の人的被害を最小限にするための防災情報伝達体制及び消防体制などの強化を図るとともに避難、救助、復旧及び消火活動を実施するために必要な防災機能の確保を図ります。また、防災マップなどにより町内防災施設の周知を図るとともに、自主防災組織や自治会などと協力し町民の防災意識の醸成を図ります。 防災に関する周辺市町村との協力体制を確認・強化し、広域で災害に対応する体制づくりを推進します。 既存の建物や新築、増改築の建物には、その構造などの防災対策の確認に努め、災害に強いまちづくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災体制、防災情報伝達体制の強化及び防災機能の確保【重点4】 ・緊急避難路整備事業（総務課・建設課）【新規】 ・県道茂原白子線バイパス（緊急避難道路）の整備要望及び促進 ・橋梁整備事業（建設課）【新規】 ・避難路案内表示設置事業（総務課） ・津波救命対策事業（ライフジャケット配備、補助事業実施）（総務課） ・災害に強い情報連携システム構築事業（総務課） ・小学校校舎屋上避難階段新設工事（教育課） ・常備、非常備消防事業（総務課） ・防災行政無線デジタル化整備事業（総務課） ・防災無線維持管理事業（総務課） ○町民の防災意識の醸成【重点4】 ・防災訓練などによる防災意識の醸成（総務課） ○災害の未然防止対策の実施【重点4】 ・排水機場維持管理事業（建設課） ・排水機場整備事業（建設課） ・排水路改修事業（建設課） ○建築物の防災対策の促進【重点4】 ・建築物の防災対策促進のための指導強化（建設課） ・建築物の耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化を促進（建設課） ・木造住宅耐震診断補助事業（建設課） ・耐震診断相談会事業（建設課）
② 地盤沈下対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 九十九里地域地盤沈下対策協議会による地盤沈下などの状況調査をふまえ、地盤沈下対策を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地盤沈下対策の推進 ・地盤沈下対策の推進事業（総務課・環境課）

施策	施策の方向	主な計画・事業
③南白亀川の水害対策の推進	・南白亀川改修期成同盟会、南白亀川流域委員会、県及び流域市町村の関係各課などとの南白亀川水系に係る整備計画策定の協議を進め、流域市町村一体での河川水害対策を進めます。	○流域市町村での水害対策の推進 ・流域市町村での水害対策の協議推進（総務課、建設課）

(3) 安全に暮らせるまちづくりの推進

施策	施策の方向	主な計画・事業
①交通安全対策の推進	・子どもや高齢者などの交通弱者を中心とした交通安全指導、教育、交通安全パンフレットを配付するなど、交通安全意識の醸成を図ります。また、まちづくりボランティア活動などを活用して各地区の交通危険箇所の現状を把握し、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設やスピード抑制施策を講じるなどの交通安全対策を進めます。 ・交通災害への備えとして、町民の交通災害共済への加入促進を図ります。	○交通安全対策の推進 ・交通安全教育、指導の充実（総務課） ・交通安全施設設置事業（建設課） ・交通安全施設維持管理事業（建設課） ・交通災害共済への加入促進（総務課）
②防犯など安全対策の推進	・防犯に資する安全対策として、防犯灯の整備を計画的に進めるとともに、少年補導員、防犯指導員、青少年健全育成白子町民会議などによるパトロールなどを実施し、防犯対策を進めます。	○防犯など安全対策の推進 ・防犯灯の設置及び維持管理事業（総務課） ・防犯対策用の看板の設置（生涯学習課）
③消防、救急医療体制の充実	・消防署と自主防災組織の連携による消防体制を強化するとともに、消防署と広域の救急医療機関との連携強化による、救急医療体制の充実を図ります。	○消防、救急医療体制の充実 ・消防署と連携した町内救急医療システムの強化（総務課）



第2節 知識とスポーツと文化にあふれる環境づくり

●施策の大綱

○学校教育の充実

- ・学校教育は町の次代を担うひとつづくりの基本であり、昨今の情報化、国際化などの大きな社会情勢の変化に対応したカリキュラムの強化を進めます。また、国際化時代だからこそ地域に対する愛着や自覚が重要であり、白子町の地域特性を活かして、地域の歴史や、農業、観光などの地場産業知識及びスポーツの町としての体育の振興などの教育内容の強化を進めます。
- ・教育施設については、既存施設の老朽化の度合いと施設に求められる機能などを勘案して、適切に施設の補修改良工事を進めます。また、学校施設を地域の公共施設として活用するとともに、町民の余暇利用や町が開催するイベントなど地域に開かれた施設として有効に利用します。

○町民のための生涯学習システムの確立

- ・町民にとって魅力ある生涯学習を推進するためには、町民一人ひとりが生涯にわたって、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、必要に応じて気軽に学習でき、また、学習した成果が社会に活かされる環境づくりの整備が必要です。
- ・まちづくりの主役は町民であり、町民と行政が一体となって、「参加と協働によるまちづくり」を実現するため、町民の学習ニーズを把握し、学習意欲を高め、自発的な参加と活動ができ、また家庭・学校・地域が連携して、生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。
- ・社会教育施設については、日常的な町民相互の語らいやコミュニティ活動及びまちづくり活動の場など、多様な社会活動ニーズに対応して既存施設の機能を拡充します。そのために、白子町公民館や青少年センター及び社会体育施設の利便性を高めるとともに、施設利用については、町民はもとより観光客や町外居住者への開放も進めます。

○生涯スポーツ・レクリエーションの推進

- ・白子町の発展のためには、テニス、グラウンドゴルフなどのスポーツ・レクリエーションを中心とした年間約90万人の観光客のニーズを、町がどのように取り込むかが重要です。そのため、できるだけ多くの町民がスポーツに親しむために「スポーツ・レクリエーション活動」を推進し、町民と観光客とのスポーツを通じた交流の機会を確保することにより、地域振興や観光振興につなげるまちづくりを進めます。
- ・また、スポーツ推進の目標として、平成22年に行われた「ゆめ半島千葉国体」や平成26年に行われる「全国高等学校総合体育大会」といった全国規模の大会などを誘致するにふさわしい、スポーツのまちとして町民のスポーツ推進意欲の向上を図るとともに、町民スポーツの拠点となる施設整備を進めます。
- ・町民スポーツ推進については、町民と行政であり方を慎重に検討し、町民スポーツの活動支援体制の確立を目指し、町民の活動ニーズにあわせた多様な施設確保を進めます。さらに、スポーツに関する情報や知識を町民に提供し、スポーツのまちの主役である町民の知識と意識の高揚に努めます。

○文化の創造

- ・白子町の文化については、町をとりまく状況が日々変化しても、先代から伝わる獅子舞、御田植祭などの伝統文化が町民文化の基本にあり、その保存継承に努めます。特に若い世代や観光客などへの文化の伝承機会の場を設け、その活動を進めます。
- ・一方、町に新たな活力を与えるために、新たな文化の醸成を推進するとともに、町民の国際交流、国内他地域との交流及び町民交流の機会を確保し、広域的な文化活動を推進し、交流による新たな文化の醸成を進めます。特に、観光客（スポーツなどの合宿客、イベント参加者など）と町民との交流を進め、町民が、他の多様な文化に触れる機会を創出します。
- ・また、町の地域性や歴史を踏まえ、伝統に根ざしつつも新しい地域文化の醸成と育成に努め、文化活動をとおして広域の中での独自性を発揮できるまちづくりを進めます。

1. 学校教育の充実

●現況と課題

- ・現在の学校教育においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むことが求められています。情報化・国際化、また、発達段階に応じたキャリア教育、地域とともにあゆむ学校づくりの推進が強調されています。
- ・言語活動や体験活動の充実など時代の流れに対応するカリキュラムの編成や外国語指導助手の受入れ、少人数学習などを順次進めており、今後とも時代のニーズを見極めながら、町の歴史や文化、スポーツ、観光など地域特性を活かした教育を進めていく必要があります。
- ・町内の学校教育施設は、小学校3校、中学校1校が整備されています。白子町の児童・生徒数は、減少傾向にあり、その傾向が続くと予想されることから、施設数は現状で充足しているものとみられ、今後は、既存施設の補修と機能強化及び学校教育以外の利用も含めた施設の有効活用が課題となると思われます。
- ・特に学校教育施設は、地域にとっての貴重な公共施設であり、公共施設に限りがある白子町においては、まちづくりや地域振興にのためにも有効活用をしていく必要があります。

表 4-9 小中学校の学級数、児童生徒数、教員数の推移

年次	小学校総数			白子中学校		
	学級数 (クラス)	児童数 (人)	教員数 (人)	学級数 (クラス)	生徒数 (人)	教員数 (人)
昭和60年	34	1,062	51	16	575	28
平成2年	35	915	49	15	543	29
平成7年	32	912	49	14	495	26
平成12年	30	760	50	13	455	26
平成17年	27	589	50	13	363	26
平成19年	26	550	46	11	315	27
平成22年	24	489	43	11	287	25
平成24年	25	478	42	11	278	24

資料：学校基本調査

●施策の方向と主な計画事業

(1) 教育内容、指導の充実

施策	施策の方向	主な計画・事業
①基礎・基本の定着及び学力の向上、生きる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・二期制の良さを活かし、基礎・基本の確実な定着及び学力の向上を図るための教育課程の充実に努めます。 ・少人数授業やチームティーチングなどの学習形態の工夫や繰り返し指導、課題解決的活動などの学習過程の工夫に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎・基本の確実な定着及び学力の向上に向けての教育課程の推進 ・小小連携・小中連携の充実 ・少人数やチームティーチングなどによる学習形態の工夫（教育課） ・繰り返し指導、課題解決的活動の充実（教育課）
②地域の特色を活かした教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間を活用し、小中学校単位で地区や町の特性を活かした教育内容の工夫を行います。 ・地域特有の歴史文化、農業、テニスなどのスポーツ活動などの学校教育への活用を進めます。地域と学校の一体となった教育が求められていることから、青少年育成白子町民会議と協議しながら地域で教える体制づくりを進め、その活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な学習、地域の特色を活かした学習の推進 ・地域と一体となった総合的な学習の推進（教育課） ・地域の歴史、文化、スポーツのまちとしての教育の推進（教育課）
③情報化、国際化など新たな教育ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化・国際化に対応した教育を推進するために、パソコン、インターネットなどを導入するとともに外国語指導助手を積極的に活用し、英語教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな教育ニーズに対応する事業の実施 ・学校週5日制関連青少年ふれあい事業（教育課） ・その他教育支援事業の実施（教育課） ○情報化・国際化のための施策の実施 ・海外派遣事業（教育課）【新規】

施策	施策の方向	主な計画・事業
④広域交流、地域交流を通じた学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 健全な人格育成や学習意欲の高揚を推進するために、町外の学校などとの情報交換や意見交換を進め、学校教育を通じた広域交流を進めます。 スポーツのまち、農業と観光のまちとしての特性を活かした郡内などの学校との情報交換や交流を進めます。 地域の特色ある教育を推進する際には、地域住民や関係者との交流を推進し、教育内容の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の広域交流の推進【重点3】 ・夢と希望を持ちたくましく生きる児童生徒の育成（教育課）
⑤児童・生徒の相談活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の悩みや相談窓口を設けるとともに、専門家による適切な指導や相談活動を推進するための体制づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラー事業の実施 ・千葉県スクールカウンセラーの活用（教育課） ○小学校区単位での児童生徒教育・青少年指導の体制検討と施策実施 ・青少年健全育成（生涯学習課）

(2) 教育環境の整備と教育施設の有効活用

施策	施策の方向	主な計画・事業
①教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育施設の老朽化の状況を調査するとともに、教育内容の変化や高度化に対応した計画的な施設の補修、改良工事を進めます。また、併せて児童・生徒の安全を確保するため必要に応じて施設の整備を図ります。 給食施設については、改築計画に基づいた用地確保、基本設計及び造成工事などを進めます。また、環境に配慮した省エネ機器の導入をできる限り図ります。 給食用食材などは、児童・生徒の食育を支援していくために、地産池消に心がけ、新鮮な地元農作物の活用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の調査及び施設整備 ・学校施設の調査及び施設整備（教育課） ○学校給食施設の改築 ・現状のセンター調理方式運営を基本とした学校給食施設の改築の検討（給食共同調理所）
②地域の公共施設としての学校教育施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> 地震などの非常災害時には、避難場所として利用される地域防災拠点としての機能強化を図ります。 生涯学習の場として学校教育施設を活用するとともに、町民の余暇利用あるいは町で催すイベント利用など地域に開かれた施設としての活用方策を検討します。学校教育施設の補修、改良の際には、上記の利用もふまえた地域に開かれた施設整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災拠点の整備【重点4】 ・小学校校舎屋上避難階段新設工事（教育課） ○学校教育施設の活用のあり方の検討 ・学校教育施設の活用の推進（教育課） ・放課後こどもプランの推進（生涯学習課）



2. 町民のための生涯学習システムの確立

●現況と課題

- ・社会情勢の変化・進展に伴い、町民の生涯学習に対するニーズも増大し、多様化、高度化、専門化してきています。
- ・こうした状況下、町民の学習ニーズを把握し、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」が学習できるシステムづくりを進める必要があります。
- ・町民と行政による「参加と協働のまちづくり」を推進するためには、まちづくりについて町民が興味をもつことが第一であり、生涯学習のなかで、まちづくりに関する各種講座や情報を提供し、町民にまちづくりへの参加意欲を高めてもらう必要があります。
- ・町民本位の生涯学習体制を整えていく際は、学習ニーズに対応した多様な生涯学習の場の確保が必要であり、青少年センターや白子町公民館の有効活用はもとより、多様な既存施設活用による学習の場を確保する必要があります。
- ・また、近年、青少年の犯罪が低年齢化及び増加の傾向にあり、家庭・学校・地域が連携した地域ぐるみの青少年指導、健全育成活動を推進する必要があります。
- ・なお、より高次の生涯学習体制を町民に提供するためには、町が主体的に広域の生涯学習施設や各種教室、講座との連携を進めていく必要があります。

表 4-10 生涯学習施設の状況

施設名	施設内容	利用団体数（団体）			利用者数（人）		
		22年度	23年度	増減	22年度	23年度	増減
白子町公民館	民俗資料室	—	—	—	349	244	▲105
青少年センター	会議室	235	221	▲14	3,006	2,780	▲226
	視聴覚室	231	247	▲16	3,023	3,100	▲77
	和室	183	166	▲17	3,371	2,090	▲1,281
	茶室	53	42	▲11	437	386	▲51
	講堂	120	197	▲77	3,324	4,250	▲926
	合計		822	873	51	13,161	12,606

資料：教育委員会

表 4-11 公民館主催事業実績(平成 23 年度)

教室名	対象	開設期間	実施回数 (回)	延人員 (人)	H23-22 延人員 増減
英語で遊ぼう教室	年長～小4	5月～3月	10	129	▲7
書道教室	小3～6	5月～3月	37	826	▲147
天文教室	小4～一般	5月～3月	9	61	▲17
おやつ教室	小3～一般	5月～3月	10	185	20
パソコン教室	一般	5月～3月	16	252	20
英会話教室	一般	5月～3月	22	197	—
韓国語教室	一般	5月～3月	15	145	—
季節料理教室	一般	5月～3月	12	145	—
オカリナ教室	一般	5月～3月	22	256	▲20
骨盤体操教室	一般	5月～3月	11	66	▲89
ダイエットストレッチフラ教室	一般	5月～3月	22	228	—
運動不足解消教室	一般	5月～3月	11	114	—
剣道教室	小学生	5月～3月	72	797	▲165
ソフトテニス教室	小4～6	5月～3月	37	778	▲224
子ども茶道教室（短期）	年長～中学生	7月～12月	11	130	—
ゆかた着付け教室（短期）	小学生～一般	7月	1	8	3
そば打ち教室	一般	10月	1	18	▲1
夏休み工作教室	小学生	8月	1	14	▲4
ダイエットストレッチフラ教室（短期）	一般	8・9月	3	31	▲12
パソコン教室（短期）	一般	6月	1	33	—
文化祭	一般	10/29～11/4	7日間	1,500	0
成人式	成人	1/8	1	143	▲15
生涯学習フェスティバル	一般	3/10～3/13	4日間	1,000	—

資料：教育委員会

表 4-12 サークル活動の状況(平成 23 年度)

サークル名	内 容	活 動 日	会員数 (人)	H23-22 会員 数増減(人)
しらこ俳句会	俳句	毎月 第1・3土曜日	13名	▲3
文化財を守る会	文化財研究	毎月 第3木曜日	20名	10
白子文化散歩クラブ	文化財・史跡探訪	随時	55名	5
九十九里浜の自然を守る会	自然環境研究	毎月 第1日曜日	49名	34
白子函廬保存会	函廬保存	毎月 第1木曜日	15名	—
白子天文サークル	天体観望	毎月 第3土曜日	15名	0
白子町友書会	書道	毎月 第2・4土曜日	13名	3
白写会	写真	毎月末 土曜日	14名	▲1
小原流生け花サークル	生け花(小原流)	毎週 金曜日	17名	▲1
白子町茶道サークル	茶道	毎月 第2・4水曜日	11名	▲1
洋裁クラブ	洋裁	毎月 第1・3火曜日	11名	0
白子町囲碁愛好会	囲碁	毎週火・木・土	23名	▲7
俳画クラブ	俳画	毎月 第2・4木曜日	12名	2
染色サークル	染色	毎月 第2・4金曜日	8名	▲2
押し花「さくら会」	押し花	毎月第2・4水曜	11名	▲1
白子日本画同好会	日本画	毎月 第2土曜日	10名	▲4
園貴美会	踊り	毎週 火曜日	8名	▲3
寿恵緑会	踊り	毎週 火曜日	6名	▲3
貴祥会	踊り	月3回 月曜日	8名	▲4
民舞クラブ	踊り	毎週 土曜日	5名	1
西崎流美喜会	踊り	毎週金曜日	1名	▲1
西崎流喜八会	踊り	毎週水曜日	1名	▲2
白子ダンスサークル	ダンス	毎週 水曜日	13名	2
フォークダンスサークル	フォークダンス	月3～4回 金曜日	18名	4
フラダンスプルメリア会	フラダンス	毎月 第2・4水曜日	11名	0
太極拳竹友会	太極拳	月3回 火曜日	23名	▲5
カラオケ愛好会	カラオケ	毎週 火・土曜日	18名	▲1
コーラス「コールヴィント」	コーラス	毎週 土曜日	20名	2
歌唱サークル『ふきのとう』	童謡	毎月 第2・4金曜日	17名	0
太鼓衆 楽 - Raku -	和太鼓	毎週 火・土曜日	21名	▲8
琴サークル「つむぎ」	琴(生田流)	毎月 第1・2・3水曜日	5名	▲1
ひまわり琴の会	大正琴	毎月 第1・3火曜日	10名	0
菜の花グループ	健康体操	毎月 第1・3水曜日	16名	2
白子町歩こう会	ウォーキング	毎月 1回(不定期)	57名	▲8
幼児サークル『ほっぺ』	親子ふれあい学習	毎週 金曜日	18名	▲2
驚獅子舞保存会	獅子舞	毎月 第1日曜日	22名	0
南日当獅子舞保存会	獅子舞	毎月 第1・3土曜日	45名	▲5
牛込獅子舞保存会	獅子舞	毎月 第3日曜日	21名	3
民謡双葉会	民謡	毎週 月曜日	13名	0
折り紙カトレア	折り紙	毎月 第3木曜日	7名	▲5
白子絵手紙の会	絵手紙	毎月 第3土曜日	12名	—
白子ガーデニング教室	ガーデニング	毎月 第3金曜日	18名	—
白子ヨーガサークル	ヨーガ	毎月 第1・3木曜日	15名	—
フレンドレター	絵手紙	毎月 第3土曜日	7名	—
オカリナサークル	オカリナ	毎月 第2・4金曜日	13名	—

資料：教育委員会

●施策の方向と主な計画事業

(1)町民本位による生涯学習体制の確立

施策	施策の方向	主な計画・事業
①地域及び広域での生涯学習体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年センターを中心とした生涯学習体制の充実とともに、ふれあいセンターを活用したより身近な生涯学習体制づくりを進めます。 ・生涯学習の講座や研修については、周辺市町村の講座や研修との相互交流や町民の相互受講を促進し、広域的な生涯学習体制づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習体制の確立と事業の推進 ・青少年センター、ふれあいセンターを活用した生涯学習体制の確立（生涯学習課） ・広域の講座受講や研修活動の推進（生涯学習課） ・講演会への町外居住者の募集（生涯学習課）
②町民の学習ニーズの把握とそれに応じた講座設定、研修交流事業の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の学習意欲や興味を喚起し生涯学習ニーズをきめ細かく把握するために、定期的にアンケート調査を実施するとともに、青少年センターにおいて、生涯学習に対する相談受付など窓口を設けます。 ・子どもから高齢者までの各年代層において生涯学習ニーズに対応した講座の充実を進めます。そのため、教育委員会は庁内関係各課と連携を図りながら講座の新設・充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町民の学習ニーズの把握 ・多様な情報の提供・相談の受付（生涯学習課） ・定期的なアンケートの実施（生涯学習課） ○町民の学習ニーズに応じた講座設定、研修・交流事業の仕組みづくり ・庁内関係各課と連携した生涯学習支援体制の確立（生涯学習課、総務課） ・生涯学習行政における計画の審議（生涯学習課） ・各種学級・講座内容の充実（教育課、生涯学習課、関係各課） ・各種交流事業（教育課、生涯学習課） ・生涯学習団体への助成（生涯学習課） ・公民館教室推進事業（生涯学習課） ・まちづくり出前講座の実施（生涯学習課、関係各課）
③指導者、リーダーの育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・町民主体による生涯学習の充実のため、町民の中から生涯学習の指導者、リーダーを育成するとともに町外からの人材招致を進めます。 ・知恵や経験の豊富な町民と学習機会を求める町民とを取り持ち、学習の場を提供する仕組みづくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○指導者、リーダーの育成・支援 ・指導者、リーダーの育成、招致活動（生涯学習課） ・指導者育成事業（生涯学習課）
④生涯学習の目標づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習活動の意欲高揚と継続的な活動を促進するために、その活動の目標（文化祭などのイベントや青少年センター、ふれあいセンターなどにおける学習成果の発表の場の提供）づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習の目標づくり ・文化祭・生涯学習フェスティバル（生涯学習課） ・新たな発表の場の確保の検討（生涯学習課）

(2)町民の豊かな地域生活に資する生涯学習の推進

施策	施策の方向	主な計画・事業
①町民のまちづくり活動意欲を活かせる生涯学習体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・町民のまちづくりに関する学習意欲を高めるために、町民の関心が高い健康・福祉や観光・地域環境などの分野における講座づくりを進めます。 ・推進体制は教育委員会に限らず、庁内関係課を含め、全庁的な活動とするための推進体制づくりを進めます。 ・町民相互の交流を通じた生涯学習の充実を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町民の生涯学習活動に対する支援の充実 ・町民の生涯学習活動のPRと交流拡大のコーディネート（生涯学習課、総務課）

施策	施策の方向	主な計画・事業
②町民の自主的な生涯学習活動に対する支援の充実	・町民の主体的な学習意欲や意見交換の意欲を結集できる『場（施設としての場所の意味ではなくソフトな「場」の意味）』づくりのため、定期的に会議を開催します。	○町民の学習意欲を喚起する講座の開催の推進 ・まちづくり出前講座の実施（生涯学習課、関係各課）
③町の地域資源を活用した広域交流の推進による生涯学習の充実	・町民相互の交流、観光客との交流、町外各地域との交流など多様な分野、地域との交流活動を推進し、それらを生涯学習に活用する仕組みづくりを進めます。	○広域交流の推進による生涯学習の充実【重点3】 ・広域交流を通じた生涯学習の充実（生涯学習課）
④青少年指導及び健全育成の推進	・青少年の非行を防止し、あらゆる機会・活動を通じて健全な育成を図るため、各種青少年育成団体や家庭・学校・地域との連携により、次代を担う青少年の健全育成を図ります。	○青少年育成団体との連携 ・青少年育成白子町民会議、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会などへの支援及び協力体制の推進（生涯学習課） ○小学校区単位での家庭・学校・地域との連携の推進 ・地区育成会活動の充実（生涯学習課）

(3) 生涯学習施設の整備拡充

施策	施策の方向	主な計画・事業
①町民活動、コミュニティの核となる場の確保	・各種の研修や地域コミュニティの場を確保するために、青少年センターなどの機能強化を進めるとともに、町民の身近な生涯学習の場としてふれあいセンターを活用します。また新たな生涯学習機能の充実に向けた検討を進めます。 ・既存の小中学校なども、地域の生涯学習施設としての活用を検討します。	○地域コミュニティ施設の機能強化・活用推進 ・ふれあいセンターの地域コミュニティ施設としての活用（生涯学習課） ・既存の生涯学習施設の機能強化施策の実施（生涯学習課） ○小中学校などの活用推進と新たな施設の確保 ・小中学校などの生涯学習施設としての活用推進（生涯学習課）
②生涯学習施設の有効活用	・白子町公民館、青少年センター及び社会体育施設などの生涯学習施設の利用利便性を高めるとともに、町民はもとより周辺市町村の住民や観光客への開放も進め、施設の有効利用を進めます。	○施設の有効活用方策の検討 ・生涯学習施設の有効活用方策検討（生涯学習課）



各種サークル活動の文化祭での芸能発表や展示



町民の学習ニーズに合った生涯学習講座の開催

3. 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

●現況と課題

- ・白子町におけるスポーツ・レクリエーション活動の現状は、武道、軽スポーツ、ソフトテニスなどの各種教室が開催されているほか、個別グループでの活動が行われています。一方、白子町には年間90万人の観光客が訪れ、テニス、海水浴などのスポーツ・レクリエーション活動が盛んに行われています。
- ・全国規模の大会などを招致するにふさわしい、スポーツのまちとしての特徴を活かして地域の活性化を目指すためには、スポーツに対する理解やスポーツ推進の気運づくりが重要であり、まずは町民のスポーツニーズをふまえ、町民のスポーツ活動を活発化させるための情報提供や支援体制づくりを進める必要があります。
- ・スポーツ・レクリエーション活動の場としての公共施設は、国民体育館、野球場、テニスコート、サッカー場などが確保され、町民のスポーツ活動が行われています。今後、スポーツを推進していくためには、町民のニーズに応じた多様な活動の場の確保が必要であり、既存施設の多目的利用、民間施設の活用なども視野に入れながら、効率よくスポーツの場を確保していく必要があります。
- ・各種全国大会が開催されているため、スポーツを通じた広域連携の下地は整っていることから、そこから地域振興にも繋がるよう、スポーツを通じた各種交流の支援を行う必要があります。

表 4-13 町内スポーツ施設の概要 資料：教育委員会、商工観光課

施設名	利用状況		施設内容
	22年度	23年度	
白子町国民体育館（武道場）	970件 16,013人	650件 9,963人	床面積 585㎡、高さ 7m
	178件 2,527人	224件 2,395人	床面積 141㎡
白子町少年野球場	240件 7,200人	214件 6,420人	両翼 76m（センター90m）
白子町サッカー場	157件 10,494人	272件 21,159人	105m×68m（天然芝）
白子町テニスコート	—	—	砂入り人工芝 3面
白子自然公園施設野球場	308件	370件	面積 1ha
白子自然公園施設テニスコート	347件	368件	オールウェザー8面
白子自然公園施設多目的広場	277件	245件	13,000㎡（天然芝）

表 4-14 社会体育事業実績（平成 23 年度） 資料：教育委員会

月	日	事業名	会場
5	8	町民野球大会（春季）	白子自然公園施設野球場他
	24	町民ゴルフ大会（春季）	一の宮カントリークラブ
	26	町民ゲートボール大会	関高齢者スポーツ広場
6	5	町民ソフトボール大会	白子町サッカー場
	12	町民バトミントン大会	白子中学校体育館
	12	町民バレーボール大会	白濁小学校体育館
	26	町民バスケットボール大会	白子中学校体育館
7	2	長生郡民体育大会（16競技）	一宮町 GSS センター 他
10	9	町民バトミントン大会	白子町国民体育館
	9	町民グランドゴルフ大会	白子自然公園施設多目的広場
	10	町民軽スポーツ大会	白子町国民体育館
	30	町民野球大会（秋季）	白子自然公園施設野球場他
11	6	町民卓球大会	労災リハビリテーション体育館
	12	「白子カップ」テニス・ソフトテニス大会	サニーインむかいテニスコート 他
	13	長生スポーツレクリエーション祭り	一宮町 GSS センター
	22	町民ゴルフ大会（秋季）	デイスターゴルフクラブ
	26	町民ゲートボール大会	関高齢者スポーツ広場
	27	町民バレーボール大会	白子中学校体育館
12	4	町民テニス大会	サンシャイン白子テニスコート
	11	町民バスケットボール大会	白子中学校体育館
	11	町民ソフトテニス大会	白子サニーテニスコート
2	19	町民バドミントン大会	白子町国民体育館
	26	町民空手道大会	白子中体育館
3	3	白子町長杯争奪少年野球大会	白子町少年野球場 他
	11	町民剣道大会	白子中学校柔剣道場
	18	町民柔道大会	白子中学校柔剣道場
	25	町民卓球大会	労災リハビリテーション体育館
	30	全国小学生ソフトテニス大会	サニーインむかいテニスコート 他

●施策の方向と主な計画事業

(1) スポーツを通じた各種交流の促進

施策	施策の方向	主な計画・事業
①スポーツの国際・国内大会の誘致と地域との交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年の全国高等学校総合体育大会の開催にあたって、各種施設の開放、町民のスポーツボランティア活動への参加、ホームステイなど、町全体で大会を支援する体制をつくり、スポーツを通じた町民の広域交流を促進し、その活動を支援します。 全国的、国際的なスポーツ大会の誘致を進め、町民の広域交流を促進します。 全国大会などは、町が広域交流を行うきっかけとなるものであり、広域交流の可能性のある庁内関係課も多く、住民から各産業の事業者まで関わることから、これらを取りまとめ、全町的な活動とするための推進体制づくりを進めます。 周辺市町村のスポーツ活動の場としての活用を推進し、交流を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際・国内大会の誘致支援【重点3】 ・国際・広域スポーツ大会の誘致支援（生涯学習課） ○スポーツを通じた地域との交流の促進 ・スポーツボランティアの育成（生涯学習課） ・スポーツを通じた広域交流のコーディネート（総務課、生涯学習課）
②町民交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地区ごとに開催するふれあい運動会への町民参加の促進と、新たなスポーツイベントの開催などを検討し、スポーツを通じた町民交流を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツを通じた町民交流の促進【重点3】 ・スポーツを通じた交流の促進（生涯学習課） ・地域スポーツ事業（生涯学習課）
③スポーツを通じて広域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> スポーツイベントへの町民参加の仕組みを確立し、スポーツを通じ町民と観光客・イベント参加者との交流を促進します。 各種スポーツのジュニア大会への町内小中学生の参加、シニア大会への町内高齢者の参加といった幅広い町民の広域交流を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光客との交流の促進【重点3】 ・観光客との交流の促進（商工観光課、生涯学習課）

(2) スポーツのまちづくりの推進

施策	施策の方向	主な計画・事業
①町民のスポーツニーズの把握と活動支援のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> スポーツに対する活動意欲や意識の高揚を支援するため、スポーツ推進審議会において町民のスポーツニーズの実態把握に努めます。 平成 26 年の全国高等学校総合体育大会、民間のスポーツ大会などを招致するのにふさわしいスポーツのまちづくりのために、行政、スポーツ推進審議会などにおいてスポーツ推進のあり方（ガイドライン）を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズの把握と活動支援のあり方の検討 ・町民のスポーツニーズの把握（生涯学習課） ・町のスポーツ推進のあり方の検討（生涯学習課）
②町内のスポーツ団体、指導者の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> 町民ニーズやスポーツ推進の方針に応じ、そのスポーツ団体、指導者の育成と指導者への活動支援を進めます。また、指導者については、町内に限らず町外からも幅広い人材確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種スポーツ団体、指導者の育成 ・各種スポーツ団体、指導者の育成（生涯学習課） ○団体、指導者への支援実施 ・団体、指導者への支援実施（生涯学習課） ・総合型地域スポーツクラブの設立・支援（生涯学習課）

施策	施策の方向	主な計画・事業
③町民のスポーツ活動・知識の醸成及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・テニスなどのスポーツの歴史や技術及びスポーツを通じた健康づくりや体力づくりの方法、知識を町民に普及し、スポーツに関する町民の知識と意識の高揚を進めます。 ・地区ごとのスポーツニーズに応じて、地区への指導員の派遣紹介を行います。 ・町民のスポーツ推進や地区住民の交流の場として、地区のふれあい運動会を行います。 ・生涯にわたる自発的な健康づくりを促進するよう、健康づくりの場の確保と実践機会の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町民のスポーツ活動の推進 ・スポーツ推進委員活動（生涯学習課） ・スポーツ教室の充実（生涯学習課） ・スポーツ教室・大会事業（生涯学習課） ・スポーツ指導員の派遣（生涯学習課） ・地区ふれあい運動会の開催（生涯学習課） ・スポーツを通じた健康づくり（生涯学習課、保健福祉課）

(3) スポーツ活動の場の確保

施策	施策の方向	主な計画・事業
①町民の活動ニーズに応じた施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツのまちにふさわしい多様な施設の確保を進めます。その中心となる体育館、運動場、野球場、サッカー場、テニスコートなど多様な社会体育施設の補修・改修を行うなど、その機能強化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会体育施設の整備、活用 ・既存社会体育施設の補修・改修、活用（生涯学習課） ・その他新たな社会体育施設の整備、活用（生涯学習課）
②民間施設の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントなどの開催時には、テニスコートや体育館など、民間事業者施設を有効活用する方策を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間施設の有効利用の検討 ・民間施設の有効活用の検討（生涯学習課）
③公共・民間スポーツ施設の地域資源としての活用	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の国民体育館、野球場、サッカー場、テニスコートや民間のテニスコートを地域資源として活用するため、観光客へのPRを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共・民間スポーツ施設のPR



4. 文化の創造

●現況と課題

- ・町民の芸術・文化活動は、心豊かな地域社会を創造し、潤いある豊かな生活を営む上で欠かせないものです。現在、青少年センターを拠点とした音楽鑑賞や芸術公演、映画会などの開催により、町民が芸術、文化に接する機会が多くなり、その活動参加が積極的になってきており、また、町内の各種団体・サークルについても、自発的な活動が高まってきています。町民の芸術・文化活動に対して、活動及び学習の機会、または文化祭などによる発表などの場を提供するなど、その積極的支援が必要です。
- ・一方、本町に点在する文化財は、長い歴史の中で育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産です。獅子舞、祭ばやし、御田植祭などの伝統文化を、継承団体はもとより、町民共通の財産として継承していかなければなりません。また、文化財継承の拠点として、歴史民俗資料室の機能強化を図り、多くの町民が伝統文化に触れる機会を創出していく必要があります。

表 4-15 青少年センターでの文化活動の状況（平成 23 年度）

開催日	内 容	人 数
H23. 5. 15	講演会「おもてなしの心」	青少年・一般 400 人
6. 19	文化講演事業「海賊戦隊 ゴーカイジャーショー」	青少年・一般 777 人
9. 3	交通安全まつり	一般 700 人
9. 19	敬老祝賀会	一般 375 人
10. 16	文化講演事業「ザ・ジョイフルプラスコンサート」	青少年・一般 220 人
11. 3	文化祭（式典、音楽発表会、芸能発表会）	青少年・一般 1,500 人
11. 15	7才児の合同祝賀会	幼児他 200 人
1. 8	成人式	新成人 143 人
H24. 1. 28	文化公演会『新春！しらこ落語会』	青少年・一般 381 人
3. 11	生涯学習フェスティバル（教室生などの活動成果の発表）	一般 400 人

資料：教育委員会

表 4-16 伝統文化継承活動の状況（平成 23 年度）

名称	内容	実施	会員数
牛込獅子舞保存会	後継者育成、獅子舞奉納時	毎月第 3 日曜日	21 名
驚獅子舞保存会	後継者育成、獅子舞奉納時	毎月第 1 日曜日	22 名
南日当獅子舞保存会	後継者育成、獅子舞奉納時	毎月第 1・3 土曜日	45 名
函凧保存会	函凧の伝承、凧揚げ大会など	随時	15 名
白子神社御田植祭	白子神社の春祭の主要儀式	3 月第 1 土曜日	—

資料：教育委員会

図 4-4 文化財・史跡位置図



表 4-17 白子町文化財・史跡一覧表（平成 24.4 現在） 資料：教育委員会

番号	名 称	所在地・指定地・伝承地	指 定 別	指定年月日
1	関の羅漢槓	関 1822-1	記 天・県指定	昭 10.12.24
2	福島の子舞	福島字北向 184	民 無・町指定	昭 44.4.6
3	南日当の子舞	南日当字榎戸 912	〃	昭 44.4.6
4	牛込の子舞	牛込字北妻 1808	〃	昭 49.3.18
5	白子神社本殿	関 5365	有 建・町指定	昭 53.10.1
6	本従寺梵鐘	北高根 1077	有 工・町指定	昭 53.10.1
7	馬頭観世音	北高根 1108-2	〃	昭 53.10.1
8	精霊供養塔	牛込字古屋敷 449	記 史・町指定	昭 53.10.1
9	津波代様	古所 2954	〃	昭 53.10.1
10	無縁塚津波精霊様	幸治 1645	〃	昭 53.10.1
11	子津波の碑	剃金字塩浜 2730	〃	昭 53.10.1
12	俳聖 200 年忌念碑	関字中島 808 玄德寺内	〃	昭 53.10.1
13	前田普羅の墓	関字中島 808 玄德寺内	〃	昭 53.10.1
14	尚徳校の碑	関字山中 3888 本法寺内	〃	昭 53.10.1
15	白子神社御田植祭	関 5365	民 無・町指定	昭 55.3.1
16	浜宿新田遺跡	浜宿新田字上沼 巖島神社内	記 史・町指定	昭 55.3.1
17	酒井市郎左衛門墓碑	北高根 1077 本従寺内	〃	昭 55.3.1
18	扇垂木	中里 857 中里八坂神社内	有 建・町指定	昭 55.3.1
19	真忠組潰滅の地	剃金中の台	記 史・町指定	昭 55.3.1
20	青海苔創業 50 年記念碑	古所 3289	〃	昭 55.3.1
21	驚の子舞	驚字大村 153	民 無・町指定	昭 55.3.1
22	椎の古株	関字観音堂 5090	記 天・町指定	昭 55.3.1
23	円灯籠	牛込字北妻 1808 子ノ上神社内	有 工・町指定	昭 55.3.1
24	野崎素行先生の墓	関字上の原 1284	記 史・町指定	昭 57.12.1
25	裁許状	北日当 27 北日当青年館内	有 歴・町指定	昭 57.12.1
26	矢大神	関 5365 白子神社内	有 工・町指定	昭 57.12.1
27	裁許状（塩浜論争）	五井 241	有 歴・町指定	昭 63.3.1
28	池上了伯一代記	関 4133	〃	昭 63.3.1
29	鎌田の御塚山	牛込字要害 4021	記 史・町指定	昭 63.3.1
30	幸治祭ばやし	幸治字大村 3620 子ノ上神社	民 無・町指定	昭 63.3.1
31	九十九里地引網発祥の地記念碑	剃金字塩浜 2730-1	記 史・町指定	平 4.4.1
32	円成寺の大槓	五井 260 円成寺境内	記 天・町指定	平 8.4.1
33	家敷稻荷の大椎	関 4488	〃	平 8.4.1
34	新御堂稻荷の大たぶ	関字新御堂 稻荷神社境内	〃	平 8.4.1
35	本法寺山門	関 3888 本法寺内	有 建・町指定	平 13.3.1
36	白子神社の樹木群	関 5365 白子神社境内	記 天・町指定	平 13.3.1
37	四天王立像	関字中島 808 玄德寺内	有 彫・町指定	平 13.3.1
38	鬼子母神倚像	関字中島 808 玄德寺内	有 彫・町指定	平 13.3.1
39	十羅刹女立像	関字中島 808 玄德寺内	有 彫・町指定	平 13.3.1
40	袖搦・鳶口・素槍の短槍	古所 2930		未指定
41	宝篋印塔	関字山中 3888 本法寺内		未指定
42	力石	北日当新久 319 水神社境内		未指定
43	絵馬	福島字宿 1003 八坂神社蔵		未指定
44	片岡修徳翁頌徳碑	古所 1848		未指定
45	大幟一旒	古所田端前 八幡神社		未指定
46	けやき	五井 241		未指定
47	四大椎	牛込字北妻 1808 子ノ上神社		未指定
48	大多和俊行家所蔵文書	関 3881		未指定
49	澄性山玄德寺の縁起と文化財	関字中島 808 玄德寺内		未指定
50	くすのき	北日当 387	記 天・町指定	平 15.12.1
51	板倉中墓碑	関 808	記 史・町指定	平 21.10.1
52	前田普羅の句碑	古所 白子荘内	記 史・町指定	昭 53.10.1

●施策の方向と主な計画事業

(1) 伝統文化の継承

施策	施策の方向	主な計画・事業
①地域ぐるみで伝統文化の保存継承活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・獅子舞、御田植祭などの白子町の伝統文化の保存継承を図ります。 ・伝統文化の保存継承にあたっては、白子町の多くの町民（特に子どもや若い世代）の手でその活動が進められるように、獅子舞保存会など既存団体に加え、地域での保存継承活動を推進し、活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統文化の保存継承活動の推進・支援 ・保存会などへの助成（生涯学習課） ・多くの町民による保存継承活動の推進（生涯学習課）
②伝統文化継承の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の伝統文化に接する機会の拡充を図るために、歴史民俗資料室の機能強化を進めるとともに、学校やふれあいセンターなど町内の主要な公共施設における情報案内や広報活動を行うとともに、古文書の活字化や郷土読本の発行を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統文化継承の施設の活用推進及び整備の検討 ・小中学校、ふれあいセンターの活用（生涯学習課） ・歴史民俗資料室の機能強化〈展示文化財保存〉（生涯学習課） ・資料館整備に向けた検討（生涯学習課） ・古文書の活字化や郷土読本の発行（生涯学習課） ①板倉中物語 ②俳匠前田普羅 ③大多和與四朗物語
③文化財の調査保護	<ul style="list-style-type: none"> ・町指定の文化財は、所有者又は伝承者に維持管理の協力を要請します。また、文化財の調査・指定は、既存ボランティア団体などとの協働作業を推進するとともに、文化財保護に関する人材育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財保護保存事業の推進 ・文化財保護保存事業の推進（生涯学習課） ・町指定文化財の改修費の助成（生涯学習課）【新規】

(2) 町民文化の創造

施策	施策の方向	主な計画・事業
①多様な交流による新たな文化の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の国際交流、国内他地域との交流、観光客との交流及び町民相互の交流の機会を確保し、多様な文化活動の支援によって、白子町固有の新たな文化の醸成を促進します。 ・特に、九十九里の自然資源の保護活動を通じた広域的な交流、南白亀川イカダのぼり大会や白子たまねぎ祭りの広域的な展開を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な交流の推進【重点3】 ・地域での交流を通じた新たな文化の創造（生涯学習課） ・各種交流の推進（生涯学習課） ・コミュニティ推進事業（総務課） ・広域交流コーディネート活動（総務課）
②地域や自然をみつめた文化の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・町独自の文化創造のシンボルとなるような、地域固有の自然資源である南白亀川や九十九里浜を地域全体で守る活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域固有の資源に根ざした文化創造の支援 ・地域に根ざした文化の創造支援（生涯学習課） ・新たな町民文化の醸成支援（生涯学習課）
③芸術文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町民が文化に接する機会を確保するために、音楽鑑賞・文化公演会（コンサートなど）・芸術公演などの開催を進めます。また文化協会加入団体の活動も支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種鑑賞会の開催の推進・支援 ・映画・文化公演会（コンサート）など各種鑑賞会の開催（生涯学習課）
④文化人、知識人などの公演会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな町民文化創造の多様な機会を確保するために、文化公演会（コンサートなど）の開催を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公演会などの開催の推進・支援 ・文化公演会開催事業の実施（生涯学習課）

Ⅱ 発見と活用のまちづくり

第1節 いきいき働く産業づくり

●施策の大綱

○農林業・水産業の振興

- ・消費者に選ばれる安全・安心な農産物産地の確立に向け、安全・安心な農産物生産、農産物産地強化、地元農産物のブランド化のための取組みを支援します。
- ・経営感覚に優れ、元気で独自性のある経営体の育成に向け、中核となる農業経営体の育成を進めるとともに、元気で多様な営農体制づくりを支援します。また、元気な経営体を支える安定的な生産基盤を確保するため、効率的で生産性の高い生産基盤の整備を進めるとともに、優良農地の保全や確保に努めます。
- ・多様な人材の参加による、農村環境の良好な保全、観光農業による地域づくり、環境資源・景観資源としての農地活用、魅力ある地域づくりを進めます。
- ・水産業については、内水面及び海面漁業振興のため、淡水魚や貝類の種苗放流、水産業の経営安定のための組合組織の強化、後継者の育成などを進めます。

○商業・工業の振興

- ・購買活動の町外流出を抑え、町内の商業振興を図るために、町民を中心とした消費者の購買指向を把握し、各商店の経営改善と魅力ある商店街づくりを進めます。また、町の道路体系や計画的土地利用方針にあわせ、町の核となる商業機能形成を進めます。
- ・一方、観光客のみやげ品などの購買ニーズやレストランなどの飲食ニーズに対応するため、商業振興のあり方を検討し、特産品やみやげ品の開発を進めます。
- ・商工業振興の基本は商工業者の自助努力が基本であり、白子町商工会や町内商工業者の活動の活性化を促すとともに、それに応じた支援を進めます。また、町の産業振興策として、新たな地元産業の育成や民間企業などの誘導を促進します。

○観光の振興

- ・町をとりまく観光地及び観光産業の競争が激しく、町内個々の観光事業者の事業展開にも限界があることから、町民と行政が協力し、白子町としての総合的な観光振興の方針と体制づくり（窓口、PR、参加の仕組みなど）を進めます。
- ・観光の季節集中を改善するために、町の自然資源や各種の町内資源を見つめ直すことによって、観光の通年化を支える新たな観光資源を発掘します。その際には、町民と行政により観光資源の育成方向を検討し、振興及び協力体制づくりを進めます。
- ・観光資源としてのテニスなどのスポーツや、南白亀川や九十九里浜などの自然資源を活用した総合的な環境（施設）を整えるために、既存の公的観光施設、民間観光施設の体系的な整備や活用の方策を検討するとともに、白子町の観光の核となる施設の整備を進めます。
- ・町内の主要な道路では、豊かな風景や景観形成に資する道路づくりを進めるとともに、統一的な観光案内施設やサイン（案内表示）を設置します。
- ・一方、町内で行われている各種観光イベントを推進し、年間を通じた体系的・統一的なイベントの開催を進めます。

1. 農林業・水産業の振興

●現況と課題

- ・白子町の農業は、農家戸数 506 戸（平成 22 年）で営まれており、農家戸数は減少傾向にあります。その減少の多くは二種兼業農家であり、農業産出額が横ばい傾向を維持していることもふまえれば、一定の農業生産活動は維持されている状況とみられています。
- ・このような流れの中で、町内には農地の借受けを希望する意欲のある農業者も多くみられ、農地の利用調整と効率的な営農体制づくりのために、まずは農地の貸付、借受けニーズの状況を把握し、取りまとめていく仕組みづくりが必要です。
- ・一方、担い手の高齢化が進んでいるものの、農地の借受けを希望しなくても、営農に意欲のある農業者も多く、今後の町の農業振興のためには、農業者の個々の営農体制や耕作農地の状況などに応じて、多様な営農活動が可能となるような柔軟な営農体制づくりを進めていく必要があります。
- ・町の農業基盤整備の状況は、かんがい排水事業や湛水防除事業などが順次進められています。今後も農地の生産性向上のために各種基盤整備事業や集落の生活環境改善のための農村環境整備事業を推進していきませんが、農業者の意欲や営農体制及び各地域事情などをふまえ、より効率的に進めていく必要があります。
- ・農地を有効活用していくためには、農業生産だけではなく、観光資源、環境資源としての活用も必要で、白子たまねぎ祭りなどでの農作物の観光客への販売、チューリップ祭りなどのイベントへの活用が実施されており、今後は、より多目的かつ全町的に実施し、農地の有効利用を進めていく必要があります。

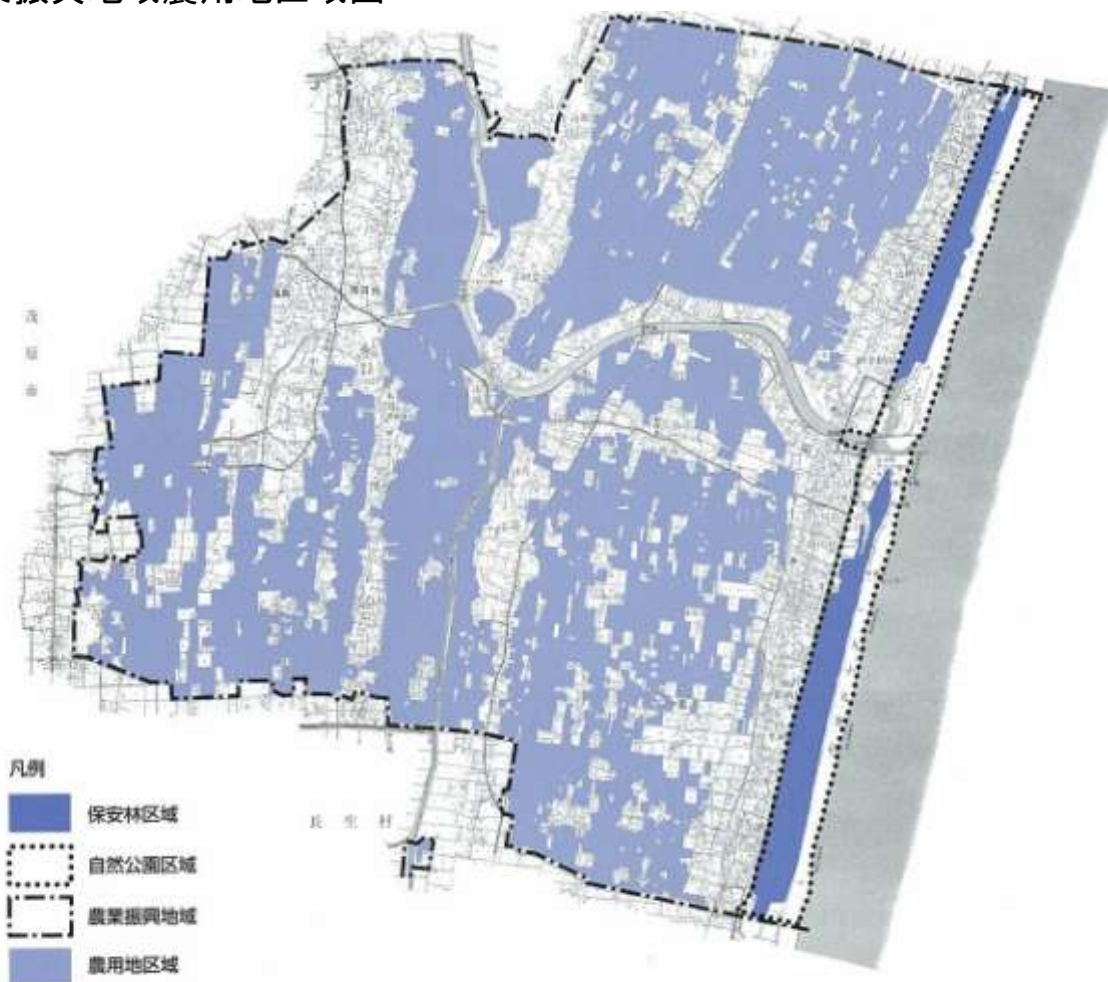
・水産業については、海面漁業と内水面漁業及び関連漁業としての水産加工業から成り立っています。それぞれ漁獲量の不安定、従業者、後継者不足、周辺環境条件の悪化などの問題を抱えており、経営安定のための各種施策の実施の必要があります。

表 4-18 専・兼業別農家数の推移

年次	農家戸数（戸）								農家人口（人）
			専業		一種兼業		二種兼業		
	実数	指数	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
昭和 50 年	1,269	1.00	129	10.2	442	34.8	698	55.0	6,389
昭和 55 年	1,157	0.91	125	10.8	350	30.3	682	58.9	5,759
昭和 60 年	1,072	0.84	150	14.0	171	16.0	751	70.0	5,341
平成 2 年	993	0.78	137	13.8	118	11.9	678	68.3	4,639
平成 7 年	856	0.67	126	14.7	98	11.4	632	73.9	4,112
平成 12 年	662	0.52	106	16.0	119	18.0	437	66.0	3,579
平成 17 年	588	0.46	107	18.2	103	17.5	378	64.3	3,081
平成 22 年	506	0.40	97	19.2	121	23.9	288	56.9	2,989

資料：千葉県農業基本調査及び農業センサス

図 4-5 農業振興地域農用地区域図



●施策の方向と主な計画事業

(1) 消費者に選ばれる安全・安心な農産物産地の確立

施策	施策の方向	主な計画・事業
①安全・安心な農産物生産に向けた取組みへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心な農産物生産を保つため、栽培履歴の記帳や、農薬使用基準の遵守などの取組みを支援します。 もっと安全・安心な農産物産地を目指し、引き続きエコ農業を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心を保つための取組み <ul style="list-style-type: none"> ・栽培履歴、農薬使用基準の遵守などの取組みへの支援（産業課） ○もっと安全・安心を推進するための取組み <ul style="list-style-type: none"> ・エコ農業の推進（産業課）

○エコ農業 化学肥料や農薬の使用量を通常より削減して作物を栽培し、環境への負荷を減らした持続的な農業

施策	施策の方向	主な計画・事業
②農産物産地強化のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・足腰の強い白子農業の確立を目指し、各種生産団体の交流・連携を図るとともに、その農業振興活動を支援します。 ・省エネ化・新エネルギーの利用を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各生産出荷団体の農業振興活動への支援 ・農業振興指導事業（産業課） ・省エネ化・新エネルギー利用の推進（産業課）
③地元農産物のブランド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農業と観光の連携により、平成13年から始まった「白子たまねぎ祭り」の来場者数は6千人を超え、年々、白子たまねぎを求める消費者は増加しています。また、町内約40軒の農家では、収穫期間である5月に白子たまねぎを自分で収穫できる「たまねぎ狩り」を実施し、期間中の来客数は約7千人になります。今後も、地元農産物を活用した取組みを推進、支援します。 ・産地間競争を勝ち抜くためには知名度が必要であり、地元農産物のPR活動を進めるとともに、関係機関などが行うPR活動についても支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地元農産物の知名度向上活動 ・地元農産物を活用した取組みの推進・支援（産業課） ・地元農産物のPR活動の推進・支援（産業課）

(2) 経営感覚に優れ、元気で独自性のある経営体の育成

施策	施策の方向	主な計画・事業
①中核となる農業経営体の育成、支援	<ul style="list-style-type: none"> ・効率かつ安定的な経営体の育成を目指し、営農改善意欲のある農業者の経営改善計画を認定する認定農業者制度の活用や農業資金の利子補給などにより支援します。 ・農業経営の強化と効率化のため、家族経営協定の締結や法人化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○効率かつ安定的な経営体の育成、支援 ・認定農業者制度の活用推進（産業課、農業委員会） ・農業資金利子補給事業（産業課、農業委員会） ・家族経営協定の締結や法人化の推進（産業課、農業委員会）
②元気で多様な営農体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の競争力向上を目指し、生産コストの低減や、安全で良質な農産物の安定供給ができる生産・流通・加工の施設整備や病害虫防除、農業用廃プラスチック処理など営農支援を進めます。 ・元気な農業を目指すには、地域全体の活力を高めることが必要であり、農業後継者はもちろんのこと、非農家や他産業からの新規就農者を増加させていくことも重要であり、県と連携し、就農希望者に対する相談や研修、農地あっせんなどを進めます。また、地域の中心となる経営体への農地集積を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生産・流通・加工施設の整備及び営農支援施策の実施 ・園芸振興対策事業（産業課） ・農産振興対策事業（産業課） ・水田農業構造改革対策事業（産業課） ・直接支払推進事業（産業課） ・病害虫防除事業（産業課） ・畜産振興事業（産業課） ○新規就農の促進 ・新規就農者の支援施策の実施（農業委員会、産業課） ○農地集積の促進 ・中心となる経営体への農地集積施策の実施（農業委員会、産業課）

(3) 元気な経営体を支える安定的な生産基盤の確保

施策	施策の方向	主な計画・事業
①効率的で生産性の高い生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的で生産性の高い営農体制を実現するための農業基盤の整備を図るとともに既存施設の適正な維持管理を関係機関と協力し、実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種整備事業の実施 ・県営湛水防除事業（産業課） ・経営体育成基盤整備事業（産業課） ・県営かんがい排水事業（産業課） ・土地改良施設維持管理適正化事業（産業課） ・土地改良区維持管理事業（産業課） ・地域農業水利施設ストックマネジメント事業（産業課）

施策	施策の方向	主な計画・事業
②優良農地の保全、確保	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画及び農地法に基づき、優良農地の保全に努めます。 ・農業振興地域内の要活用農地を中心に遊休化の防止や解消を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○優良農地の保全のための事業の実施 ・農業振興地域整備計画の適正な管理（産業課） ・農地法の適正な管理（農業委員会） ・遊休農地解消の推進（農業委員会）

(4) 多様な人材の参加による地域づくり

施策	施策の方向	主な計画・事業
①農村環境の良好な保全	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり豊かな農村環境の保全及び向上に努めます。 ・農業者を中心に地域住民をはじめとする多様な主体が参画し、農地、水路などの農業資源の保全管理や生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全のための事業実施 ・松くい虫防除事業（産業課） ・緑化及びその他の林業事業（産業課） ・農地・水保全管理支払交付金事業（産業課）
②観光農業による地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な営農体系の確立と元気な地域づくりを目指し、観光産業との協力を視野に入れた観光農業の導入の可能性を検証するため、観光農園、農業体験の受け入れや農産物直売活動について、検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光農業の推進 ・観光農園、農業体験受け入れの検討（産業課） ・農産物直売活動の推進（産業課）
③環境資源、景観資源としての農地活用	<ul style="list-style-type: none"> ・チューリップ広場づくり事業や遊休農地などを活用した景観形成作物の栽培により花の咲くまちづくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○花の咲くまちづくりの推進 ・チューリップ広場づくり事業の推進（産業課） ・景観形成作物の栽培の推進（産業課、農業委員会）
④魅力ある地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者、女性農業者の行う地域活動や小中学生、保育園児の農業体験を支援し、多様な人材の参加による農業を通じた魅力ある地域づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○魅力ある地域づくりの推進 ・農業後継者グループへの地域活動支援（産業課） ・女性農業者グループへの地域活動支援（産業課） ・小中学生、保育園児の農業体験支援（産業課、関係各課）

(5) 水産業の振興

施策	施策の方向	主な計画・事業
①種苗放流などによる漁業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・九十九里漁協、南白亀川漁協と連携してフナやウナギなどの魚介類の種苗（稚魚）放流を実施し、漁業資源の保全に努め、漁業振興を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○種苗放流事業の支援 ・種苗放流事業の支援（産業課）
②水産業の経営安定と生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業の経営安定のため、組合組織の強化、後継者の育成を進めます。また地域の生活環境整備のため、水産加工排水施設の適正な管理を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○水産業の経営安定施策の実施 ・水産業振興対策事業（産業課） ・水産業後継者育成活動推進事業（産業課） ○生活環境の保全 ・水産加工処理施設維持管理の支援（産業課）



遊休農地の活用と住民交流の場づくりを目的とした自子チューリップ祭り



漁業資源の保全のためフナやウナギなどの種苗（稚魚）放流

2. 商業・工業の振興

●現況と課題

- ・白子町の商業は、平成 19 年で商店数 99 店、従業者数 496 人、年間販売額 76.96 億円で、販売額、商店数とも減少傾向にあります。一方白子町民の購買活動の状況は、茂原市をはじめとした周辺市町村での購買が中心で、町では食料品、日用品などの日々の買物が主となっています。
- ・町の商業振興のためには、購買活動の町外流出を出来るだけ抑えることが第一で、商店街の環境整備や魅力ある商業地づくりの必要があります。
- ・白子町の工業は、平成 22 年で事業所数 30 事業所、従業員数 805 人、製造品出荷額等 166.3 億円で事業所数、従業員数は減少傾向にありますが、製造品出荷額等は横ばい傾向を維持しています。
- ・町内商工業事業者に対する各種支援については、事業者の状況に応じた各種支援を検討していく必要があります。
- ・白子町には、年間約 90 万人の観光客が来訪しており、商業にとっては、観光客も貴重なマーケットとなっています。観光客の地域整備に対する意向をみると、町内にみやげ品の販売施設や飲食店などを求める意向が多く、これらのニーズを活かした商業機能強化も町の商業振興には必要とみられています。

表 4-19 工業の推移（4人以上の事業所）

年次	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
昭和 60 年	47	1,161	1,568,625
平成 2 年	43	935	1,399,809
平成 7 年	46	939	1,543,873
平成 12 年	47	949	1,710,972
平成 17 年	36	926	1,826,805
平成 22 年	30	805	1,663,077

資料：工業統計調査

表 4-20 商業（卸売業、小売業）の推移

年次	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
昭和 54 年	184	528	4,398
昭和 57 年	186	487	6,240
昭和 60 年	155	447	6,991
昭和 63 年	152	475	7,273
平成 3 年	133	489	8,580
平成 6 年	126	457	8,194
平成 9 年	117	437	9,970
平成 11 年	112	518	7,517
平成 14 年	113	546	9,198
平成 16 年	109	498	7,992
平成 19 年	99	496	7,696
平成 21 年	99	543	-

資料：商業統計調査（S54～H19）・経済センサス基礎調査（H21）



●施策の方向と主な計画事業

(1) 商業・工業の振興

施策	施策の方向	主な計画・事業
①商店街の環境整備	・商工会と協力し魅力ある商業振興のために、消費者の指向を把握し各商店の経営改善を図るとともに、商店街環境施設の整備を進め、魅力ある商店街づくりを進めます。	○魅力ある商店街づくりのための施策実施 ・街路灯維持管理事業（商工観光課） ・商店街施設建設事業（商工観光課）

施策	施策の方向	主な計画・事業
②町内商工業への支援施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各商店の経営改善のための経営指導と資金的支援、街灯などの環境整備を継続するとともに、ポイントカードなどによるサービス向上や、空き店舗や空閑地の活用方法について検討し、特産品の販売や地域情報を発信し、地域の特色を活かした魅力ある地域づくりを進めます。 既存の地域資源をみつめなおし、新たな地元産業の育成を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○商工業支援施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興事業（商工観光課） ・町内企業育成事業（商工観光課） ・中小企業設備改善資金利子補給事業（商工観光課） ・中小企業運転資金利子補給事業（商工観光課）
③購買ニーズの変化に対応した商業振興	<ul style="list-style-type: none"> 町にふさわしい農商工業と観光が連携したまちづくりの拠点として、複合的な機能の形成を図ります。 町民や観光客の購買ニーズや飲食ニーズの変化に対応するために、新たな商業地づくりの方向性を検討します。 白子町ヨウ素活用地域活性化協議会と協力し、九十九里地域で産出されるヨウ素などを活用し、新たな地域の特産品を開発します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○商業機能などの整備検討 <ul style="list-style-type: none"> ・観光案内所、農水産物直売所、休憩所などを備えた施設の建設の検討（商工観光課、産業課、総務課） ・特産品開発事業（商工観光課）
④起業の育成	<ul style="list-style-type: none"> 町内での起業を促進するために、意欲のある起業家に対する経営指導やマーケティング指導及び金銭的支援などの施策の充実に努めます。 国内及び海外の民間企業などの誘導を促進します。 6次産業事業化を支援・促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業誘致の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の促進（総務課） ・起業家に対する経営指導や金銭的支援の充実（商工観光課） ○6次産業の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・6次産業事業化の支援・促進（産業課）



白子流ブイヤベースによる町おこし活動



観光客をお迎えするため、商工関連団体連絡協議会によるグリーンベルトの花植え



サクサク食感と青のり海鮮味が人気のげんき君チップス

3. 観光の振興

●現況と課題

- ・町を訪れる観光客数は、年間約 90 万人で、客種別では、一般観光客、テニス客、海水浴客が中心となっています。中でもテニス客は比較的安定した入込み客数となっています。
- ・観光事業は、白子荘を公共で設置して民間が運営（指定管理者制度）し、他は、個別事業者の自助努力で行われていますが、他観光地との競争が激しくなる中、各施設や事業者の個々の事業展開による観光客誘致が限界に達しているものとみられ、今後の観光振興にあたっては、町としての総合的な観光窓口や観光振興の推進体制づくりの必要があります。
- ・町の観光は、海水浴とテニスなどのスポーツ観光が中心で、テニス大会などの開催により、1、6月を除き比較的年間を通して観光入込みがみられていますが、観光振興の一貫としての新たな資源の確保にあたっては、その通年化をより一層促進する資源の確保が必要です。
- ・また、南白亀川イカダのぼり大会や白子カップなどのスポーツイベント、チューリップ祭りや白子たまねぎ祭りなどの産業イベントが行われており、各種イベントの体系化や新たなイベント、ソフト施策の展開も必要と思われます。

表 4-21 白子町への観光客数の推移

（各年 12 月末現在）

年次	観光客数		観光消費額 (百万円)	目的別観光客数 (千人)			
	(千人)	宿泊者		海水浴	テニス	一般観光	その他
昭和 55 年	526	292	1,502	312	132	70	12
昭和 60 年	631	366	3,216	330	218	48	35
平成 元年	721	378	3,695	255	261	166	39
平成 2 年	720	379	4,056	236	270	174	40
平成 3 年	890	465	5,479	327	302	214	47
平成 4 年	800	495	5,234	226	315	216	43
平成 5 年	771	473	5,118	163	339	215	54
平成 6 年	1,045	580	6,585	394	288	222	141
平成 7 年	924	504	5,851	316	311	205	92
平成 8 年	829	465	5,148	203	373	200	53
平成 9 年	777	440	4,840	103	400	213	61
平成 10 年	799	450	5,052	120	401	215	63
平成 11 年	852	466	5,021	141	376	228	107
平成 12 年	950	498	5,668	188	385	260	117
平成 13 年	887	456	5,244	146	377	239	125
平成 14 年	899	410	5,354	162	377	235	125
平成 15 年	818	444	4,916	65	373	254	126
平成 16 年	1,023	414	-	123	365	535	-
平成 17 年	982	391	-	96	369	517	-
平成 18 年	959	358	-	81	355	523	-
平成 19 年	916	343	-	62	337	517	-
平成 20 年	921	334	-	65	334	522	-
平成 21 年	896	330	-	65	330	501	-
平成 22 年	900	364	-	57	352	490	-
平成 23 年	691	260	-	28	246	417	-

資料：観光統計概要等

図 4-6 町内の主要観光資源



●施策の方向と主な計画事業

(1) 総合的な観光の推進体制づくり

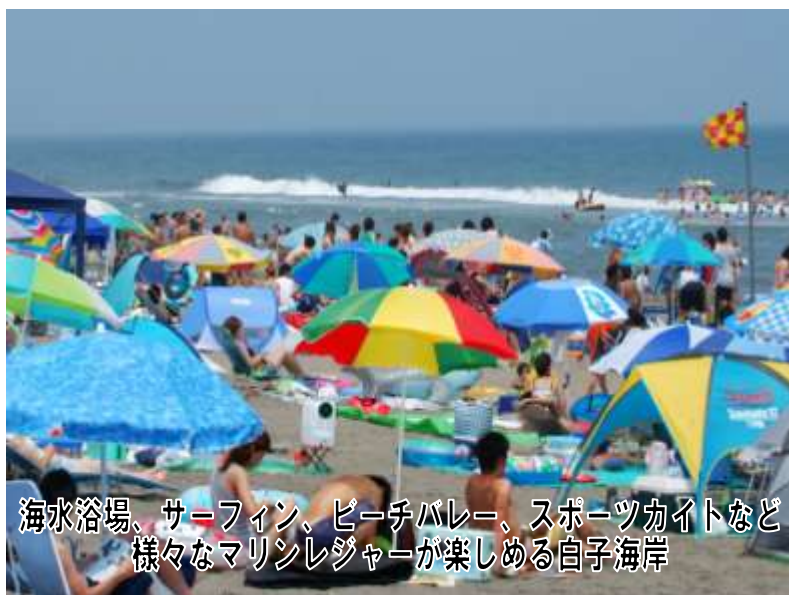
施策	施策の方向	主な計画・事業
①総合的な観光の推進体制とその指針づくり	<ul style="list-style-type: none"> 観光は、その波及効果が多岐にわたることから、担当課と観光協会、ホテル組合などに限らず、庁内関係課、各産業の事業者から住民まで含め、これらを取りまとめ、全町的な活動とするための体制づくりと観光活動の指針づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光の推進体制の検討 ・白子町における観光の全体方針づくり（商工観光課） ・行政、観光協会、商工会、民間などでの協力体制のあり方の検討（商工観光課）
②町の観光窓口づくりとPRの推進検討	<ul style="list-style-type: none"> ・白子町観光の窓口（案内、PRなど）として、観光協会の機能強化を進めるとともに、白子町の観光情報PRのためにインターネットなどを活用した情報発信の充実や特色ある観光ガイドマップづくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光窓口と、観光客誘致の体制づくり ・白子町観光協会に対する支援・機能強化（商工観光課） ○観光PRの推進 ・誘致宣伝事業の推進（商工観光課）
③観光の核となる施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・白子町の観光情報発信や情報交流拠点機能を確保するとともに、複合的な機能の形成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光の核となる施設の整備の検討 ・観光案内所、農水産物直売所、休憩所などを備えた施設整備事業の推進（商工観光課、産業課、総務課） <p>【再掲】</p>
④町民の観光に対する理解と意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の観光事業に対する理解と意識を醸成するために、情報提供（公共、民間全て）を推進するとともに、町民による観光育成を支援します。 ・オフピーク時に観光施設の町民への開放を促進し、民間観光施設の地域施設としての活用を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光に対する理解と意識の醸成のための事業の実施 ・観光ボランティア団体の設立検討（商工観光課） ・町民への各種観光関連情報の提供と観光地づくりの意識の醸成（商工観光課、総務課） ・町民への民間観光施設の開放の推進（商工観光課）

(2)観光資源の育成強化

施策	施策の方向	主な計画・事業
①スポーツ施設の機能強化の推進・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・テニスなどスポーツのまちとしての総合的な施設整備のために、公共施設、民間施設の体系的なスポーツ施設整備（周辺施設も含む）のあり方を検討するとともに、核となる施設の機能強化を推進・支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ観光施設づくりの検討 ・体系的なスポーツ施設整備の取決めづくり（商工観光課） ・核となるスポーツ施設の整備推進（商工観光課）
②町の特産品を活用した観光資源の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・町の特産品であるたまねぎを活用した「白子たまねぎ祭り」の継続、内容強化を図り、恒久的な観光農業のきっかけづくりを進めます。 ・その他の農産品や花卉を活用した新たな観光農業の取組みを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町の特産品を活用した観光資源の育成の促進 ・白子たまねぎ祭りの継続、内容強化（商工観光課、産業課） ・新たな観光農業の取組み推進（商工観光課、産業課）
③自然資源などの新たな観光資源の発掘と通年化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・九十九里海岸周辺や南白亀川など、自然資源を活用した環境保全型公園や観察地の整備により新たな観光資源づくりを進めます。 ・観光客を広く町内に引き込むために、町の特性を活かした新たな観光資源開拓を進めます。特に7、8月以外で入込み客が期待できる観光開発を進め、通年型観光を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな観光資源の発掘 ・観光と物産資源の開発事業（商工観光課） ・観光地引網（商工観光課） ・圏央道の開通による通年観光客の誘客（商工観光課、産業課）【新規】 ○映像制作のロケーション資源の提供 ・自然景観、施設などを活用したロケーションの誘致（商工観光課）
④既存観光資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の観光資源の魅力を高めるため、観光地周辺や観光施設の環境改善を図るとともに、民間テニスコートなどの有効利用を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存観光資源の有効利用の推進 ・既存観光資源の有効利用の推進（商工観光課） ・白子町特産のたまねぎやしらこ桜を利用した観光イベントの実施（商工観光課、産業課）
⑤公共施設の観光地としての活用整備	<ul style="list-style-type: none"> ・白子町の観光情報を提供し、観光を通じた広域交流を進めるために、観光情報・地域情報の発信拠点の機能確保に努めます。 ・町のゲートとなる主要幹線道路や町内の主要観光地に、統一的な観光案内施設やサイン（案内表示）を設置します。 ・イベント開催時には、公共施設の開放や利用を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光地としての道路整備の検討【重点3】 ・観光地としての道路整備の検討（商工観光課、総務課、建設課） ○観光施設としての新たな公共施設の整備【重点3】 ・観光案内所、農水産物直売所、休憩所などを備えた施設整備事業の推進（商工観光課、産業課、総務課） 【再掲】 ○観光誘致看板の設置【重点3】 ・観光案内表示看板の整備（商工観光課）【新規】

(3) ソフト施策の充実

施策	施策の方向	主な計画・事業
①広域的な観光振興の推進と観光を通じた広域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会やホテル組合などの連携によるイベント活動の推進を支援して、観光を通じた広域交流を促進するとともに、観光振興の起爆剤とします。 行政主体で行う観光振興として、修学旅行、臨海学校、都市イベントの誘致・PR活動を行い、観光客の増加に努めるとともに、町内小中学生などの広域交流を促進します。 より魅力ある観光地づくりを進めるために、九十九里浜周辺市町村と連携した広域的な観光振興、長生郡市で一体となった観光振興を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的な観光振興の推進【重点3】 <ul style="list-style-type: none"> ・九十九里浜周辺市町村と連携した観光振興（商工観光課） ・長生郡市で一体となった観光振興（商工観光課） ○体系的統一的な観光イベント開催の推進【重点3】 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模なテニス大会の誘致（生涯学習課、商工観光課、総務課） ・修学旅行、臨海学校、都市イベントの誘致・PR活動（総務課、教育課）
②民間の観光事業、活動の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> 民間観光事業の育成支援策として、生涯学習の一環として主体的に観光事業に参加する町民の育成を進めます。 観光サービスの充実を図るために、観光事業者を対象に、他市町村の観光施設などへの研修などを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者への活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・海水浴場安全対策事業（商工観光課） ・少年野球などの各種大会の支援（生涯学習課、商工観光課）
③地域環境の整備と町民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 景観づくり、町のランドマーク、モニュメントづくりを検討します。 観光ボランティアを育成し、活動を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域環境づくりの推進（総務課、商工観光課） ・観光ボランティアの育成（総務課、商工観光課）



海水浴場、サーフィン、ビーチバレー、スポーツカイトなど様々なマリッジャーが楽しめる白子海岸



ナトリウム強塩化温泉の白子温泉は、やけどや疲労回復の効果



しらこ桜は早咲きの寒桜で2004年2月からしらこ桜祭りを開催



ウミガメの丘は、白蛇白亀伝説のパワースポット

第2節 多彩で魅力あるまちづくり

●施策の大綱

○まちの目標となる土地利用

- ・白子町の土地利用は、海岸地区の旧県道沿いに集落や商業施設、テニス関連施設が集まる以外は、田園と集落が分散し、公共施設整備の効率化が図りにくい土地利用構造となっています。一方、町の基盤整備財源には限界があり、その中でまちづくりを進めるためには、公共投資についての新たな視点が必要です。
- ・このような状況のなかで、場当たりのならず計画的で効率的な土地利用と公共施設を整備して、まちづくりの目的・テーマに即した総合的な『土地利用ガイドライン』の策定を進めます。

○生活基盤の整備

- ・道路整備については、体系的な道路網形成の促進のために、白子町と広域とを連絡する主要地方道茂原白子線バイパスの整備促進と、バイパスを受け止める連絡道路の整備を進めるとともに、生活道路が各集落の生活利便性を高める体系的なネットワークづくりになるよう順次整備を進めます。
- ・道路整備の際には、地域の環境美化や景観形成及び高齢者にやさしいまちづくりの考え方などの多様なニーズに合わせたきめ細かな道路整備を進めます。また、道路交通の安全性を確保する上で、橋梁の長寿命化の計画的かつ予防的な対策を進めるとともに交通事故を未然に防ぐための交通安全対策を進めます。
- ・一方、町民の公共交通機関であるバスについては、利用ニーズにあわせ、路線の維持拡充に努め、利用促進対策を進めます。
- ・公園緑地は、単なる公共施設としてではなく、町の総合的な風景を形成する環境資源として体系的な整備を図り、既存の公園施設などの有効活用について見直すとともに、町の土地利用ガイドラインにあわせ、特色のある公園緑地整備の検討を進めます。また、緑地については、九十九里浜の保安林や南白亀川による骨格的な緑地づくりを進めます。さらに、町内で稀少な神社林などの既存緑地についてはその保全に努めるとともに、道路、公園及び主要な公共公益施設内を緑化し、新たな緑地空間づくりを進めます。
- ・一方、九十九里浜沿いの自然公園区域内緑地（保安林）については、観光資源や地域環境資源としての有効な活用方法を検討するとともに、その利用について国、県など関係機関との協議を進めます。
- ・供給処理施設の整備に関して、上水道・ガスについては、町内の上水道・ガス使用者に対して安定供給を図るとともに、自然環境と調和するエネルギー技術の導入を進めます。下水道については、生活雑排水、雨水排水ともに効率的な事業の導入により町全域での体系的な施設整備を進めます。
- ・ごみ処理については、不法投棄監視員、町民及び行政各々のゴミ処理活動などとの連携を図り、体系的なごみ減量化、投棄防止、監視の仕組みづくりを進めます。また、し尿処理体制を強化します。

○快適な地域環境整備

- ・町の地域環境は、九十九里浜などの良好な自然環境に包まれているものの、一方でごみの不法投棄や農地の遊休地化などによる荒れた土地もみられることから、良好な地域環境形成のために自然と調和した環境美化・景観形成方針の検討と美化運動などの推進が必要です。
- ・環境美化運動については、町民一人ひとりの自助努力によるところが大きく、町民と行政による美化運動推進の取決めづくりを行うとともに、ボランティア団体や行政の活動の連携を図り、体系的な環境美化の仕組みづくりと活動を進めます。
- ・また、道路、公園、主要な公益施設内の緑化と豊かな景観づくりを進めるとともに、農地、集落（農家住宅、屋敷林）、平地林などの白子町らしい特徴を活かした地域景観形成を進めます。
- ・住民の定住を促進するために、住み良い生活環境の向上を図るとともに、住環境の整備支援を推進します。
- ・一方、公害対策としては、水質や大気汚染など各種公害の状況を把握する体制づくりと、快適な地域環境を維持するために、各種公害防止施策を進めます。

1. まちの目標となる土地利用

●現況と課題

- ・白子町は、田、畑が1,447haで町面積の52.7%を占め、宅地が419.5haで15.3%となっています。町の土地利用構造は、海岸沿いの旧県道沿いに带状のまとまった集落や商業施設、観光関連施設が集まっている以外は、田園と集落が分散した土地利用構造になっています。一方、町の基盤整備財源には限界があり、町の全域に対して公共事業を進めていくことは難しい状況にあります。
- ・町をとりまく社会経済情勢により、今後大規模な土地利用転換は見込まれないことから、土地利用に関しては、新たな土地利用転換に対応するため、土地の有効活用と地域環境の改善に重点をおく必要があります。
- ・地球環境に関する意識が高まるなかで、豊かな自然環境を有する九十九里浜などにおいて、環境保全育成の取り組みが進められており、白子町の特徴である自然資源を保全するためにも、活動を推進、支援していく必要があります。

表 4-22 土地利用状況（単位：ha、%、各年1月1日現在）

地目	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成24年		H7~H24の変化	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	H24-H7	H24/H7
田	890.1	32.4	887.9	32.3	877.5	32.0	874.6	31.8	875.1	32.0	-15.0	0.98
畑	603.6	22.0	591.7	21.5	583.2	21.2	575.4	20.9	571.9	21.2	-31.7	0.95
宅地	381.2	13.9	402.7	14.7	407.5	14.8	417.3	15.2	419.5	14.8	38.3	1.10
池沼	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	-0.1	0.83
山林	140.2	5.1	140.2	5.1	139.0	5.1	133.3	4.9	133.4	5.1	-6.8	0.95
原野	11.7	0.4	13.4	0.5	13.4	0.5	12.8	0.5	12.9	0.5	1.2	1.10
雑種地	92.3	3.4	158.7	5.8	164.4	6.0	171.8	6.3	172.4	6.0	80.1	1.87
その他	626.3	22.8	550.8	20.1	560.4	20.4	560.3	20.4	560.3	20.4	-66.0	0.89
合計	2,746.0	100.0	2,746.0	100.0	2,746.0	100.0	2,746.0	100.0	2,746.0	100.0	-	-

資料：固定資産の価格等の概要調査等 注：その他は非課税地積

●施策の方向と主な計画事業

(1) 計画的な土地利用と環境に関する取組みの推進

施策	施策の方向	主な計画・事業
① 計画的な自然環境の保全と環境創造の取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な自然環境保全と環境創造の取組みを進めます。 県立自然公園区域の規制に準拠し、九十九里浜の自然環境を保全します。 九十九里浜に生息する、アカウミガメ、シロチドリなどの希少な動植物の保護に努め、町の特徴である豊かな自然環境を保全します。 花の咲くまちづくり事業（チューリップ広場づくり事業など）や計画的な自然環境の保全にあたっては、町民と関係各課の協働を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境の保全と環境創造の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・九十九里浜の希少動植物の保護（環境課・商工観光課） ・花の咲くまちづくり事業の推進（産業課）【再掲】 ・景観形成作物の栽培の推進（産業課、農業委員会）【再掲】
② 計画的な土地利用コントロール	<ul style="list-style-type: none"> 白子町らしいまちづくりの実現のために、都市計画法、自然公園法、農業振興地域の整備に関する法律などの各種土地利用規制を適正に運用し、計画的な土地利用コントロールの実現を目指します。 土地利用状況の把握や地域経済の活性化を促進するため、国土調査（地籍調査）を実施し、土地情報を明確にするとともに、町全域の地図の一元化を実施することで個人財産の保全と行政サービスの向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種土地利用規制の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用規制等対策事業（建設課） ・宅地開発対策事業（建設課） ・都市計画基礎調査事業（建設課） ○土地利用状況把握のための調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・国土調査（地籍調査）事業（建設課）

(2) 町の中心地づくりの推進

施策	施策の方向	主な計画・事業
① 町の中心地づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 効果的に基盤施設整備を進めるために、各種公共公益施設の目的に即して、より集中的選択的な施設整備を進めます。 白子町では、南白亀川河口付近及び役場周辺に公共公益施設が集まっており、この南白亀川周辺地域での各種機能の高度化や周辺環境整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町の中心地づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・町の中心地づくり計画の策定（総務課）
② 観光中心地づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 白子町の観光の新たな中心地として、特産品の販売、観光イベントの開催などに活用可能な拠点づくりと周辺環境整備を進めます。 町の観光中心地の地域整備計画、修景計画などを総合的に策定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光中心地づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・観光中心地づくり計画の策定（総務課、商工観光課） ・拠点整備構想の策定（総務課、商工観光課）

2. 生活基盤の整備

●現況と課題

- ・白子町の交通は、自動車交通が中心で、それを支える幹線道路として、県道一宮片貝線や県道飯岡一宮線といった幹線道路が整備されています。一方、生活道路は、町道が実延長 284,115m（平成 23 年）整備され、舗装率 78.4%、改良率 74.4%、歩道設置率 7.4%となっています。また、白子町が管理する道路橋は 93 橋（内、橋長 15m以上 7 橋、橋長 15m未満 86 橋）設置されています。
- ・現在、白子町と茂原市、千葉外房有料道路方面とを連絡する県道茂原白子線バイパスの整備が着手されています。この県道茂原白子線バイパスは、町の中央部に計画され、町内各地域と茂原市方面の利便性向上が見込まれています。広域との交流連携をとおして地域を活性化していくためには、その交流の基盤となる幹線道路整備が重要であり、この新たな幹線道路を町としてより効率的に利用できるよう、町内各地域における交流活動が促進されるような体系的な道路整備を進める必要があります。また道路は、まちの景観形成や安全なまちづくりといった多様な整備ニーズも見込まれることから、ニーズに応じたきめ細かな道路整備を進めていく必要があります。道路橋については高齢化橋梁が増大する中で、長寿命化に適する橋梁と架替が必要な橋梁の管理方針を決定し、計画的かつ予防的な対策を進めていく必要があります。
- ・白子町の公園整備の状況は、南白亀川河口付近に運動施設がまとまって確保され、その他は各地区にスポーツ広場が整備されています。
多くの公共施設を持たない白子町において、公園は地域のスポーツ・レクリエーション施設としてだけでなく、集会やイベント、コミュニティの場といった多様な役割もあり、町民及び観光客の利用ニーズを把握しつつ体系的な公園整備を図る必要があります。
- ・生活雑排水については、処理区域によりコミュニティ・プラントと合併浄化槽の設置を推進する必要があります。

表 4-23 道路整備状況

年度	実延長 (m)	舗装延長		改良延長		歩道延長	
		延長 (m)	舗装率 (%)	延長 (m)	改良率 (%)	延長 (m)	設置率 (%)
昭和 60 年	257,866	163,499	63.4	61,417	23.8	4,914	1.9
平成 2 年	284,500	193,928	68.2	199,592	70.2	9,479	3.3
平成 7 年	283,823	204,777	72.1	202,920	71.5	9,875	3.5
平成 12 年	284,760	216,652	76.1	204,622	71.9	13,545	4.8
平成 17 年	284,243	219,784	77.3	208,502	73.4	18,148	6.4
平成 22 年	284,323	223,035	78.4	210,920	74.2	20,936	7.4
平成 23 年	284,115	222,813	78.4	211,364	74.4	21,036	7.4

資料：建設課（道路台帳）

図 4-6 主要道路図



図 4-7 道路橋梁設置状況図（付属資料に拡大図を再掲）

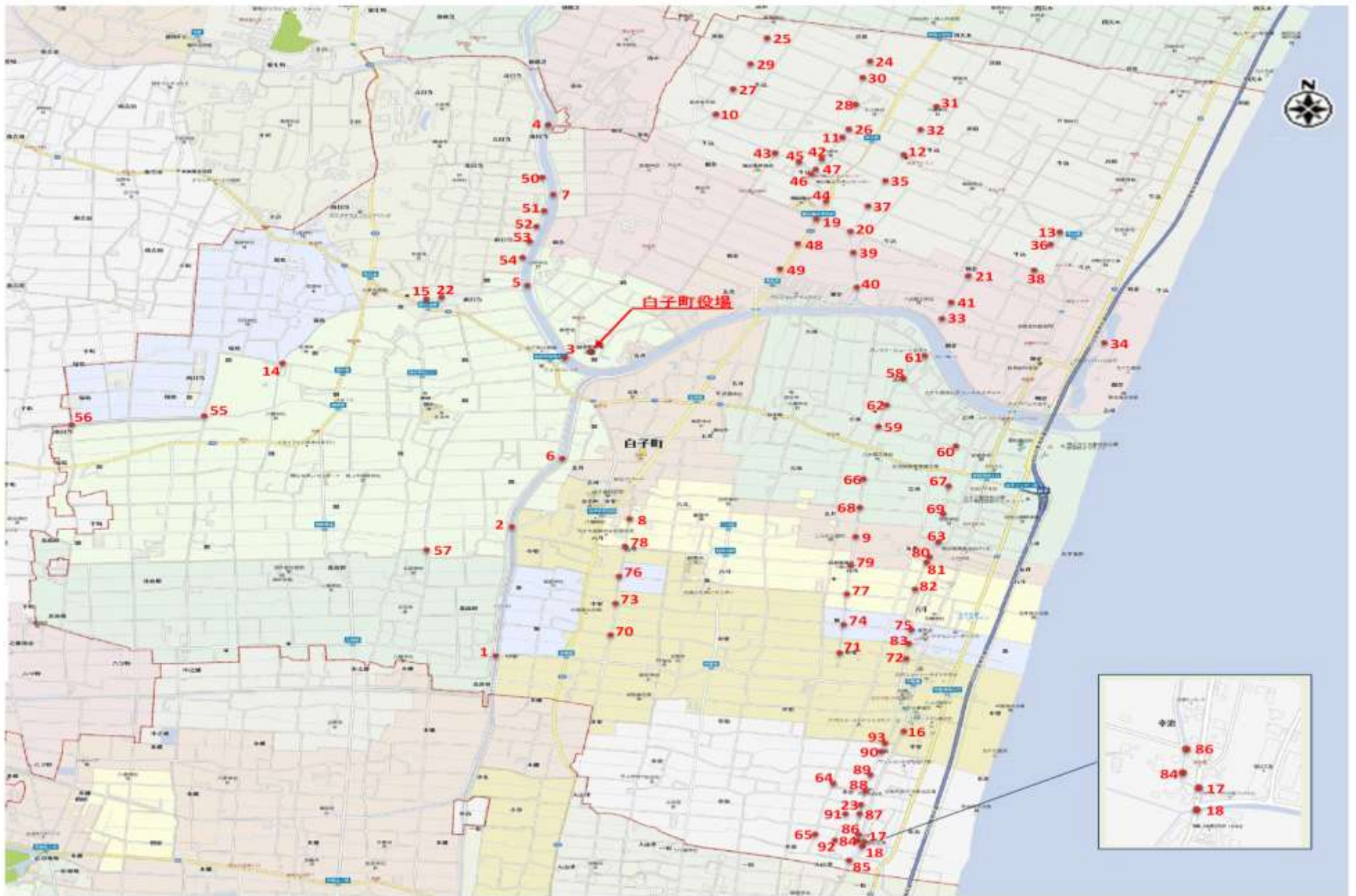


表 4-24 道路橋梁設置状況

番号	橋 梁 名	橋 長
1	中島橋	36.0m
2	松潟橋	35.2m
3	観音堂橋	61.6m
4	北日当橋	61.0m
5	宮後橋	59.6m
6	高聖橋	36.3m
7	南日当橋	58.3m
8	松潟6号橋	2.6m
9	松潟11号橋	5.4m
10	弁天2号橋	5.3m
11	広瀬4号橋	4.3m
12	昭和橋	5.3m
13	浜通橋	4.5m
14	新川2号橋	10.4m
15	中新川橋	6.6m
16	松潟46号橋	3.6m
17	松潟47号橋	4.6m
18	松潟48号橋	3.4m
19	学び橋	8.6m
20	瀬入橋	7.4m
21	大野橋	5.3m
22	新川3号橋	5.8m
23	松潟35号橋	4.4m
24	広瀬1号橋	2.5m
25	弁天橋	5.3m
26	北妻橋	4.6m
27	北沼橋	5.3m
28	広瀬3号橋	3.1m
29	弁天1号橋	5.4m
30	広瀬2号橋	2.5m

番号	橋 梁 名	橋 長
31	新堀1号橋	2.4m
32	新堀2号橋	4.4m
33	大野4号橋	5.4m
34	前川小橋	6.0m
35	新堀3号橋	5.3m
36	大野1号橋	4.1m
37	新堀4号橋	5.3m
38	大野2号橋	4.2m
39	前川橋	6.0m
40	新堀橋	7.4m
41	大野3号橋	5.3m
42	広瀬5号橋	4.3m
43	弁天3号橋	5.0m
44	広瀬8号橋	3.5m
45	弁天4号橋	3.4m
46	広瀬7号橋	3.4m
47	広瀬6号橋	4.3m
48	栄橋	8.4m
49	南改橋	8.4m
50	関1号橋	3.2m
51	関2号橋	2.8m
52	関3号橋	2.9m
53	関4号橋	3.2m
54	関5号橋	3.2m
55	新川1号橋	5.2m
56	境橋	12.5m
57	関8号橋	2.1m
58	松潟16号橋	4.3m
59	松潟14号橋	3.4m
60	松潟23号橋	4.2m

番号	橋 梁 名	橋 長
61	松潟17号橋	4.0m
62	松潟15号橋	4.3m
63	松潟20号橋	5.0m
64	松潟40号橋	2.5m
65	松潟43号橋	2.5m
66	松潟13号橋	4.3m
67	松潟22号橋	4.3m
68	松潟12号橋	5.4m
69	松潟21号橋	4.1m
70	松潟2号橋	2.5m
71	松潟7号橋	5.4m
72	松潟28号橋	4.3m
73	松潟3号橋	2.7m
74	松潟8号橋	5.4m
75	松潟26号橋	4.2m
76	松潟4号橋	2.5m
77	松潟9号橋	5.4m
78	松潟5号橋	2.5m
79	松潟10号橋	5.4m
80	松潟19号橋	4.4m
81	松潟18号橋	4.9m
82	松潟25号橋	4.4m
83	松潟27号橋	4.2m
84	松潟38号橋	3.4m
85	松潟45号橋	4.2m
86	松潟37号橋	4.4m
87	松潟36号橋	4.3m
88	松潟34号橋	3.8m
89	松潟33号橋	4.2m
90	松潟32号橋	3.6m
91	松潟42号橋	2.4m
92	松潟44号橋	2.4m
93	松潟31号橋	3.4m

表 4-25 コミュニティ・プラントの整備状況

工区名	地区	処理整備面積	計画処理人口	1日最大処理量
第1工区	白湯	66.4ha	5,050人	1,200 m ³ /日
第2工区	白湯	108.0ha	4,430人	1,550 m ³ /日
第3工区	南白亀	113.6ha	2,410人	870 m ³ /日
合計	—	288.0ha	11,890人	3,620 m ³ /日

資料：環境課

●施策の方向と主な計画事業

(1) 道路網の整備

施策	施策の方向	主な計画・事業
① 広域との交流連携を支える幹線道路の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 白子町と広域とを連絡する県道茂原白子線バイパスの整備促進と、バイパスを受けとめる体系的な幹線道路の整備を進めます。 主要地方道飯岡一宮線については、広域交流のための拠点整備を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 体系的な幹線道路の整備促進 【重点3】 県道茂原白子線バイパスなど幹線道路の整備要望及び促進（建設課） 都市計画道路の整備要望及び促進（建設課）
② 体系的な生活道路の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地域の生活道路については、各地区から整備要請を的確に把握し、各地区の利便性を高める体系的なネットワークづくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路の改良 道路改良事業（建設課）
③ ニーズに応じた特色ある道路整備	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化、景観形成に資する道路整備を進めるために、地区ごとに特色のある街路樹やモニュメントなどの整備を進めます。 福祉のまちづくり条例や高齢者保健福祉計画などにあわせ、歩道の整備やバリアフリー化による生活者にやさしい生活道路整備を体系的に進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成、環境形成に資する道路整備の推進 景観形成、環境形成に資する道路整備の推進（総務課、建設課、環境課）
④ 計画的かつ予防的な対策	<ul style="list-style-type: none"> 道路橋の維持管理シナリオにより管理方針を決定し、計画的かつ予防的な対策を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路橋の維持管理【重点4】 橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕・架替（建設課）【新規】
⑤ 公共交通機能の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> 町民のバス利用ニーズや、交通弱者である高齢者などの交通アクセス手段の確保を図るため、路線の維持拡充に努め、利用促進対策を進めます。 ふれあいセンターや公民館、集会所などの公共施設や町外の高次医療福祉施設の利用利便性を向上させるために、ボランティアなどを活用した輸送サービスの導入を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> バスなどの輸送サービスの充実 バス運行の利便性確保のための協議（総務課） バス通学定期運賃等の助成（総務課）【新規】【重点1・2】 ボランティアなど活用した輸送サービスの検討（総務課）

(2) 情報基盤の整備

施策	施策の方向	主な計画・事業
① 広域との交流連携を支える情報基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 広域との交流連携を促進するために、幹線道路周辺において、観光情報・地域情報の発信拠点の機能確保に努めます。 町の特徴や各種情報を広域に発信し、広域交流を促進するために、インターネットなどの情報発信基盤の機能強化を進めるとともに、情報内容の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内所、農水産物直売所、休憩所などを備えた施設やインターネットなどの情報基盤整備【重点3】 観光案内所、農水産物直売所、休憩所などを備えた施設整備事業の推進（総務課、産業課、商工観光課） 【再掲】 インターネットなどの情報発信基盤整備及び情報内容の充実（総務課）

施策	施策の方向	主な計画・事業
②地域の生活ニーズに対応した情報基盤の整備	・町民生活のニーズの多様化に応じた行政サービスの実現のために、ふれあいセンターを各地区の生活ニーズの収集拠点、行政サービスの情報発信拠点として活用します。	○各種広報活動の充実、情報発信拠点としてのふれあいセンターの活用 ・各種広報活動の充実（総務課） ・地区の生活ニーズの収集、行政サービスに関する情報発信拠点としてのふれあいセンターの活用（総務課）

(3) 公園、緑地の整備

施策	施策の方向	主な計画・事業
①体系的な公園整備、緑地確保方針の検討	・緑の基本計画に則り、体系的な公園整備、緑地の確保を進めます。	○緑の基本計画の推進 ・緑の基本計画の推進（建設課）
②利用ニーズに応じた特色ある公園整備及び自然公園の活用	・緑の基本計画の方針にあわせ、既存の公園施設などの有効活用方を検討するとともに、町民及び観光客のニーズを把握し、特色ある公園整備も検討します。 ・九十九里海岸沿いの自然公園については、国、県など関係機関、各種民間環境保護団体などと協議しながら、観光資源や地域環境資源としての有効な活用方法を検討します。 ・南白亀川を観光資源や地域環境資源として活用するために、南白亀川河口部の河川敷に親水機能を確保します。	○自然公園、都市公園、南白亀川河口部河川敷の活用方策の検討 ・自然公園内の緑地活用方策の検討（総務課、商工観光課） ・都市公園の基礎調査及び計画の検討（建設課） ・南白亀川河口部河川敷の活用方策の検討（総務課、建設課）
③既存緑地の保存と新たな緑地の創出	・九十九里海岸の保安林や南白亀川による骨格的な緑地づくりを推進するとともに、稀少な神社林などの保全に努めます。また、道路や公園及び主要な公共公益施設内の緑化を進め、新たな緑地空間の創出を図ります。	○緑地保全の考え方の検討（緑の基本計画）（建設課）

(4) 供給・処理施設の整備

施策	施策の方向	主な計画・事業
①上水道・都市ガスなどの安定供給	・町内のガス利用者に対して、ガスの安定供給と保安の確保を図ります。安定供給実現に向けては、老朽化したガス導管を耐腐食・耐震性に優れた材質への交換やループ化工事を行い、災害に強い基盤整備を進めます。一方、利用者側へのマイコンメーター取付けや耐震工法を採用するとともに、電算化による使用形態管理により、安全な使用のための支援施策を進めます。 ・上水道については、水資源の確保により安全で良質な水の安定供給に努めます。	○ガス供給の安定化促進、消費段階での安全性確保 ・ガス供給の安定化促進（ガス事業所） ・ガス消費段階での安全性確保（ガス事業所） ○上水道の安定供給 ・水資源の確保、良質な水の確保（総務課） ・水資源の有効利用と節水思想の普及（総務課）
②体系的な雨水・生活雑排水処理体制づくり	・生活雑排水については、海岸部でのコミュニティ・プラントの加入接続促進を図るとともに、内陸部においては、合併処理浄化槽の設置を進めます。 ・雨水排水については、雨水排水機能の強化のための排水路改良の推進に努め、体系的な雨水排水施設の整備を検討します。 ・施設の老朽化に伴い大規模改修工事やポンプ類の入替工事を実施し、安定した維持管理に努めます。	○体系的な生活雑排水処理体制の検討 ・体系的な生活雑排水処理体制の検討（総務課、環境課） ・コミュニティ・プラントの利用促進・維持管理（環境課） ・コミュニティ・プラントの大規模改修・機器の入替工事の検討（環境課） ・合併浄化槽設置整備事業（環境課） ○都市下水路整備計画の検討 ・都市下水路整備計画の検討（建設課）

施策	施策の方向	主な計画・事業
③ごみ処理対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理については、不法投棄監視員や行政、町民各々のごみ処理活動の連携を図り、体系的なごみ処理体制づくりを進めます。 地域ぐるみでごみの減量、リサイクル活動の取組みを促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量、リサイクルの推進 ・家庭ごみの分別処理、リサイクルのあり方の検討（環境課） ・ごみ減量化事業（環境課）
④不法投棄、環境美化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄監視員や町民の協力により、不法投棄の監視体制を強化します。 環境美化推進に関する条例の適切な運用により、魅力ある環境づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○監視体制の強化及び条例の運用 ・地域ぐるみで不法投棄監視体制の確立（環境課） ・環境美化推進に関する条例の運用

3. 快適な地域環境整備

●現況と課題

- ・白子町では、快適な地域環境整備に向け、平成8年に白子町環境美化推進に関する条例を制定し、環境美化のための行政と町民・事業者の行動の取決めをし、また、ビーチクリーンや各種環境美化運動などを推進し、良好な地域環境づくりのための活動を推進しています。
- ・これらの活動は、町民の協力のもとに個別に推進されていますが、今後、より効率的で有効な活動を進めていくためには、まちづくり分野だけではなく、産業、教育、福祉も含めた全庁的な取組み、及び住民、事業者なども含めた全町的な取組みが必要です。
- ・人口が減少傾向にあるなかで、住民の定住を促進するためには、生活環境の向上と充実した生活を送れるための施策が求められています。
- ・一方、公害については、南白亀川や海岸、水路などの水質や大気汚染の状況などを把握しつつ、公害を抑制していく必要があります。

表 4-26 環境美化運動の状況

運動名	時期	対象範囲	参加者
ゴミゼロ運動	5月下旬～6月上旬	町内全域	町民・行政
地域美化運動	通年	各地区集会所付近など	町民
環境整備	通年	町内全域（道路など）	行政（環境整備推進員）
海岸清掃	9月中旬	町海岸全域	町民・行政・ボランティア

資料：環境課・商工観光課

●施策の方向と主な計画事業

(1) 環境問題への取組みと良好な景観形成

施策	施策の方向	主な計画・事業
①環境美化運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 良好な地域環境形成を図るために、体系的な環境美化・景観形成のための仕組みづくりについて全町、地区単位での推進方策を検討します。 検討体制は、分野の枠を超えた横断的な取組みに加え、地区の住民代表など、施策相互、各種団体相互の連携を図り、効率的かつ効果的な施策展開を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境美化運動の体系化 ・町内における環境美化運動の体系化のための仕組みづくりの検討（環境課） ○環境美化運動の推進 ・産業廃棄物不法投棄監視員制度の設置（環境課） ・環境美化運動の推進（環境課） ・各種地域環境美化事業、環境保全推進事業の実施（環境課）
②公共公益施設や農地、宅地などでの景観形成のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園、主要な公共公益施設内では、緑化及び統一的な景観づくりを進めます。 農地、宅地などを利用した景観づくりのあり方を検討し、白子町らしい特徴ある景観づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設での景観づくりのあり方の検討 ・統一的な景観形成の取決め（建設課） ・河川環境整備の促進（建設課） ○農地、宅地などでの景観形成のあり方の検討 ・屋外広告物対策事業（建設課）
③美しいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 町を訪れる方々並びに町民に喜ばれる環境や景観づくりの推進と実現を目指し、街路樹や花などの植栽及び管理計画を策定するとともに事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○美しいまちづくりの推進 ・街路樹や花などの植栽及び管理計画の策定・実施（環境課・関係各課）

施策	施策の方向	主な計画・事業
④地球温暖化の防止及び再生可能エネルギーの普及促進	・地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの普及促進を図ります。	○地球温暖化の防止及び再生可能エネルギーの普及促進 ・住宅用太陽光発電システム設置補助事業（環境課）

(2) 住宅環境の整備

施策	施策の方向	主な計画・事業
①良好な住環境の維持管理	・良好な住環境を維持管理するために、建築確認制度の適正な指導を進めます。 ・町営住宅の維持管理を進めます。	○町営住宅の維持管理 ・町営住宅の維持管理（建設課） ○建築確認の際の適正指導 ・建築確認の際の適正指導（建設課）
②良好な生活環境・定住促進のための住環境の整備支援	・生活環境の向上、定住促進を図るため良好な住環境の整備の支援を進めます。	○生活環境の向上、定住促進及び地域経済対策【重点2】 ・若者マイホーム取得奨励事業（建設課） ・住宅リフォーム補助事業（建設課） ・バス通学定期運賃等の助成（総務課） 【新規】【再掲】【重点1・2】

(3) 公害の防止

施策	施策の方向	主な計画・事業
①各種公害の状況の把握	・水質や大気汚染など公害基本法に基づく公害の実態把握のための調査を実施します。	○公害の状況把握のための調査の実施 ・水質調査（環境課）
②快適な環境維持のための施策推進	・快適な地域環境を維持するために、各種公害防止施策を実施します。 ・カラス・アライグマなどの有害鳥獣の駆除に努め、快適な環境維持に努めます。	○各種条例などによる環境維持 ・土壌の汚染及び災害の発生の防止に「白子町小規模埋立て等による関する条例」の運用による生活環境の維持（環境課） ○各種公害防止施策を実施 ・畜犬関係事業（環境課） ・有害鳥獣駆除事業（環境課） ・大気汚染防止対策事業（環境課）



Ⅲ 行財政計画と参加と協働のまちづくり

第1節 まちの行財政計画

●施策の大綱

○まちの行財政計画

- ・行政運営においては、第2次白子町行財政改革プランに基づき、事務事業、組織・機構の見直し、定員管理及び給与の適正化、職員の能力開発、行政の情報化を図るとともに、公共施設の設置及び管理運営の合理化を進めます。
- ・財政においては、町全体としてのまちづくりの目標や目標実現のための事業優先度に応じ、重点的に事業が推進できるように財政運営を配慮します。また、自主財源の確保と経費の節減に努め、計画的な事業の推進とともに効率的な財政運営を進めます。

○広域行政の推進

- ・長生郡市及び周辺も含めた広域市町村が有機的に連携し、効率的な行政運営、行政施策を進めるために、主体的にその体制づくりを進めます。特に、スポーツや文化の面においては、既存のイベントや新たな取組みを通して、先導的な役割を担っていくものとします。
- ・広域事務や業務については、その範囲の拡大と他市町村との調整機能の充実を図り、合理的で効果的な行財政運営を進めます。

1. まちの行財政計画

●現況と課題

- ・経済低迷の長期化が予想される中、財政事情の好転は見込み難く、その中でも、少子超高齢化や情報化の急激な進行は、全国的な傾向でもあり、白子町においても、財政規模は縮小傾向で推移しています。なお、投資的経費は、高齢者福祉ニーズの増大により縮減傾向が続いており、ハード整備については、一定の限界があるとみられます。町民生活ニーズの多様化もあって、行政需要の拡大とサービスの高度化ニーズは当分続くものとみられています。
- ・一定の財政規模の中での行政サービスの高度化を進める場合、一層の効率化が必要であるとともに、行政と町民との役割分担や連携のあり方についての工夫が重要です。
- ・それらは、白子町の枠組みに関わらず、隣接市町村との連携や広域交流による施策適用の効率化や高度化を進めていく必要があります。

表 4-27 普通会計決算の推移（歳入）（単位：千円、％）

区分	年度	平成12年度		平成17年度		平成22年度		平成23年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	町税	1,277,206	28.1	1,223,917	31.3	1,301,206	27.9	1,233,998	29.0
	分担金及び負担金	37,756	0.8	16,578	0.4	10,140	0.2	8,072	0.2
	使用料及び手数料	238,274	5.2	194,885	5.0	117,453	2.5	116,059	2.7
	財産収入	8,791	0.2	2,261	0.0	1,821	0.0	1,836	0.0
	寄付金	0	0.0	1,150	0.0	9,535	0.2	4,039	0.1
	繰入金	13,013	0.3	109,514	2.8	2,406	0.1	6,422	0.2
	繰越金	172,237	3.8	198,711	5.1	219,249	4.7	325,438	7.6
	諸収入	95,555	2.1	111,671	2.9	132,353	2.9	172,389	4.1
	小計	1,842,832	40.5	1,858,687	47.5	1,794,163	38.5	1,868,253	43.9
依存財源	地方譲与税	88,124	1.9	143,783	3.7	83,179	1.8	81,062	1.9
	交付金	260,507	5.7	228,715	5.8	166,425	3.6	157,766	3.7
	地方交付税	1,667,120	36.6	1,091,981	27.9	1,359,064	29.1	1,390,749	32.7
	国庫支出金	244,431	5.4	104,194	2.7	557,088	11.9	287,583	6.7
	県支出金	217,766	4.8	155,348	4.0	452,220	9.7	217,860	5.1
	町債	229,900	5.1	329,500	8.4	252,200	5.4	256,000	6.0
	小計	2,707,848	59.5	2,053,521	52.5	2,870,176	61.5	2,391,020	56.1
歳入総額		4,550,680	100.0	3,912,208	100.0	4,664,339	100.0	4,259,273	100.0

表 4-28 普通会計決算の推移（歳出）（単位：千円、％）

区 分	年 度	平成 12 年度		平成 17 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
経常的経費		3,231,956	74.2	3,242,443	87.5	3,409,231	78.6	3,364,825	82.5
	義務的経費	1,610,020	37.0	1,661,844	44.8	1,789,018	41.2	1,795,830	44.0
	人件費	1,156,186	26.6	1,116,794	30.1	1,066,398	24.6	1,062,185	26.0
	扶助費	130,987	3.0	206,901	5.6	379,961	8.8	401,007	9.8
	公債費	322,847	7.4	338,149	9.1	342,659	7.9	332,638	8.2
	物件費	655,069	15.0	545,775	14.7	459,702	10.6	501,473	12.3
	維持補修費	43,983	1.0	17,942	0.5	25,086	0.6	24,331	0.6
	補助費等	700,743	16.1	691,823	18.7	739,202	17.0	630,147	15.4
	経常的繰出金	198,806	4.6	301,117	8.1	384,404	8.9	402,720	9.9
	経常的/貸付金等	23,335	0.5	23,942	0.7	11,819	0.3	10,324	0.3
投資的経費		1,059,327	24.3	345,032	9.3	806,510	18.6	526,272	12.9
	普通建設事業費	1,059,327	24.3	344,696	9.3	806,510	18.6	526,238	12.9
	災害復旧事業費	-	-	336	0.0	0	0.0	34	0.0
積立金		7,329	0.2	88,925	2.4	96,742	2.2	164,536	4.0
投資出資貸付金(経常的なものを除く)		35,671	0.8	110	0.0	5,000	0.1	5,000	0.1
繰出金(経常的なものを除く)		19,609	0.5	30,726	0.8	21,418	0.5	20,140	0.5
歳出総額		4,353,892	100.0	3,707,236	100.0	4,338,901	100.0	4,080,773	100.0

表 4-29 普通会計決算の推移（歳出/目的別）（単位：千円、％）

区 分	年 度	平成 12 年度		平成 17 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費		101,016	2.3	87,997	2.4	80,575	1.9	104,411	2.6
総務費		597,536	13.7	660,285	17.8	660,146	15.2	663,747	16.3
民生費		735,495	16.9	855,048	23.1	1,254,269	28.9	1,102,458	27.0
衛生費		670,437	15.4	528,912	14.3	534,631	12.3	523,981	12.8
労働費						8,124	0.2	6,698	0.2
農林水産業費		282,600	6.5	151,781	4.1	173,944	4.0	174,926	4.3
商工費		208,966	4.8	161,698	4.3	84,861	2.0	111,224	2.7
土木費		642,576	14.8	279,619	7.5	230,526	5.3	248,293	6.1
消防費		209,593	4.8	213,248	5.7	208,325	4.8	320,360	7.9
教育費		582,726	13.4	430,163	11.6	755,841	17.4	487,003	11.9
災害復旧費		-	-	336	0.0	-	-	34	0.0
公債費		322,947	7.4	338,149	9.1	342,659	7.9	332,638	8.2
諸支出金		-	-	-	-	5,000	0.1	5,000	0.1
歳出総額		4,353,892	100.0	3,707,236	100.0	4,338,901	100.0	4,080,773	100.0

●施策の方向と主な計画事業

(1) 行政計画

施策	施策の方向	主な計画・事業
①事務事業の見直し	・効率的な行政業務の推進に向けて、事務事業の見直しや文書管理の効率化を進めます。	○事務事業の見直し、文書管理の適正化の推進 ・事務事業の見直し、文書管理の適正化推進（総務課）
②組織・機構の見直し	・町民ニーズの変化や高齢化に対応した効率的な行政業務推進のため、必要に応じ組織・機構の見直しを行います。 ・主要な施策の推進にあたっては、庁内ワーキングチームによる関係機関の連絡協力体制の強化を図ります。 ・町民にわかりやすい行政運営を進めるために、情報公開を進めます。	○情報公開の推進、組織・機構の見直し ・情報公開の推進、組織・機構の見直し（総務課）
③定員管理及び給与の適正化の推進	・人事ローテーションの適正化を進めるとともに、定員管理及び給与の適正化を進めます。	○人事管理の適正化の推進 ・人事ローテーションの適正化推進、定員管理及び給与の適正化の推進（総務課）
④職員の能力開発などの推進	・各種研修制度を充実し、職員の能力開発などを進めます。	○研修制度の充実推進 ・研修制度の充実推進（総務課）
⑤行政の情報化の推進	・事務処理の効率化や迅速化、災害に強い情報システムの推進のため、情報機器及びシステムの導入などを進めます。 ・町民のプライバシー保護を第一として住民基本台帳ネットワークシステムの適切な運用を進めるとともに、電子自治体などの動向をふまえ、対住民サービス業務の情報化を進めます。 ・町民と行政の対話と協力のまちづくりを推進するうえで必要な透明・公平な行政運営を行うために、情報公開制度の適切な運用を進めるとともに、情報公開やふれあいセンターなどの公共施設における情報提供に努めます。 ・新規転入者の受入れを促進するために、転入の際の諸手続き、各種行政サービス、福祉サービスなどに関しての一括した情報提供を進めます。	○行政の情報化・情報提供の推進 ・事務処理の効率化・情報の迅速化の推進（総務課） ・新規転入者のための各種行政サービスなどの情報提供（総務課） ・電子入札の導入（総務課）【新規】 ○災害に強い情報システムの推進【重点4】 ・効率的かつ災害に強いクラウド事業（総務課） ・多様なメディアを活用した災害・行政情報配信の推進（総務課）
⑥公共施設の設置及び管理運営の合理化	・少子超高齢社会における施設のあり方、老朽化施設の修繕、改築、統廃合など利用者の利便性に配慮しつつ、民営化も含め効率的な施設の管理運営について、適正な管理、監督のもとに、その合理化を進めます。	○公共施設の設置及び管理運営の合理化の推進 ・既存施設の管理運営の合理化（総務課） ・公有財産の効率運用（総務課） ・省エネ、温室効果ガスの排出削減の推進（総務課）

(2) 財政計画

施策	施策の方向	主な計画・事業
①自主財源の確保と拡大	・税収の適正な確保と手数料、使用料の適正化を進め、自主財源の確保と拡大を行います。	○自主財源の確保と拡大 ・ふるさとしらか応援寄附金の推進（総務課）
②依存財源の活用	・町の発展のために必要な施策・事業を選択し、依存財源の有効活用を図ります。	○計画財政の推進 ・計画財政の推進（総務課）
③経常経費の抑制	・効率的な行政運営を推進し、経常経費の抑制に努めます。	

施策	施策の方向	主な計画・事業
④効率的な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> 限られた財源の効率的な運用を図ります。 主要行政施策推進のためのワーキングチームによる関係各課の連絡協力体制を強化し、効率的な財政運営を進めます。 町と町民の協働による行政運営を推進することによって、財政支出の削減や適正化を図ります。 	
⑤転入促進のための措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> 転入促進のために、転入を希望するものに対する優遇措置などを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○転入促進のための措置の実施 ・優遇措置などの検討（税務課）
⑥町有地の利活用	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の定住促進を図るため、町有地の有効活用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町有地の有効活用【重点2】 ・町有地の無償貸付及び無償譲渡（総務課）

2. 広域行政の推進

●現況と課題

・近年の地域振興は、地方分権化の流れやまちづくりへの住民参加ニーズの高まりを背景として、地域の固有資源を活かした広域との交流連携によって、地域の活性化を目指すという方向性が鮮明になってきています。白子町も町民の生活ニーズや地域資源を見つめ直し、広域の中での白子町の特徴を活かした広域との交流連携のなかで一定の役割を担うことが必要となっています。

●施策の方向と主な計画事業

(1) 広域との交流連携の推進

施策	施策の方向	主な計画・事業
①県内、国内との交流連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権や町民の生活圏域の広がりをふまえ、町民ニーズに効率的効果的に対応するために、広域連携のあり方を検討し、活動を進めます。 白子町が広域の中で、スポーツや文化に関する既存のイベントや新たな取り組みをとおして、先導的な役割を担っていくものとします。 イベントに関しては、白子町で開催するイベントへの参画を要請することはもとより、他市町村で開催するイベントへの協力を進め、広域での一体的なイベント開催を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内、国内との広域連携のあり方の検討【重点3】
②近隣市町村との交流連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 白子町が長生郡など周辺市町村の中で、農業や観光、スポーツや環境に関する取り組みを通じて、先導的な役割を担っていくものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣市町村との広域連携のあり方の検討【重点3】 ・近隣市町村との広域連携のあり方の検討（総務課）
③広域事務・業務の拡大と調整機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 広域での実施することが効率的な事務・業務については、広域行政における実施を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域事務・業務の拡大と調整機能の充実【重点3】
④広域行政の合理的、効果的な行財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> 広域行政のなかでの主体的な役割を担いつつ、合理的・効果的な行財政運営を推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域行政の合理的・効果的な行財政運営の推進【重点3】 ・長生郡市広域市町村圏組合の行財政改革の推進（総務課） ・長生・山武地域広域連携の推進（総務課）

第2節 参加と協働のまちづくり

●施策の大綱

○まちづくりへの参加の仕組みづくり

- ・参加と協働によるまちづくりを進めるためには、町民の皆さんの、町を良くしたいという意欲を活かし、町民の発意をまちづくりに反映させる仕組みをつくる必要があります。
- ・その仕組みの基本として、意見交換、情報交換を行うための場を活発に運営していくのは町民の皆さんです。既存の自治会活動やサークル活動を活かして町民交流が活発に行なわれ、より多くの方がまちづくりに対する意見や提案を述べられる機会を創出していきます。
- ・まちづくりに対する意見や提案をお聞きするために、町民の皆さんと行政の意見交換や提案の場を設けるほか、意見や要望、提案を日常的に受け付ける行政窓口や体制づくりにより町民が参加できるように進めます。
- ・一方、町民の皆さんに対しては、まちづくりの目標や課題についての情報を提供して、各種研修活動、国際交流、他地域との交流活動の場を確保していきます。各種の情報を町民と行政が共有することによって、まちづくり活動に対する意識や知識を一緒に高めていきます。

○協働による「まちづくり活動」を推進する仕組みづくり

- ・町民からのまちづくりについての意見や提案をいただいても、それを「まちづくり活動」へ反映させる仕組みがなければ、町民と行政の活動は一過性のものになりかねません。
- ・「まちづくり活動」を継続させるために、まず、現在進められている既存のまちづくり活動を体系的に把握します。また、新たにまちづくりへの参加意欲がある町民に対して、既存のまちづくり活動情報の提供や活動参加を仲介して、新しいまちづくり活動の組織化を支援する、総合的な窓口づくりを進めます。
- ・「まちづくり活動」は、町民の積極的な参加と協働によって成長していくものです。「まちづくり活動」のテーマや内容が興味を引く内容であって、切実な問題であることが重要です。そこで、町民と行政が一体となって、活発な「まちづくり活動」のきっかけとなるようなプロジェクトを実行します。プロジェクトをとおして、町民の参加意欲が高く、あるいは総合計画に掲げるまちづくりの実現に資するような「まちづくり活動」の方向性について、町民と共に見定めていきます。
- ・町民の「まちづくり活動」を定着させ、町の発展により有効なものとしていくために、行政担当者や既存の各種町民活動団体との交流や意見交換を図り、活動に対する適切な支援体制を進めます。
- ・さらに「まちづくり活動」には、それを担っていく人材の育成が不可欠です。町民と行政が協力して、「まちづくり活動」のリーダー育成を進めます。

●現況と課題

- ・町民の具体的なまちづくり活動への参加意欲はあるものの、参加意識は始まったばかりだとみる必要があります。
- ・効率的な行政施策運用を進めるためには、町民本位にたつて、きめ細かなニーズを把握し、町と町民との協力と連携が不可欠な時代に入っていますが、そうした気運を町民が自覚するためには、参加し、行動し、その効用を享受するといった経験の積み重ねが重要であり、まずは、そうしたまちづくりに参加するための機会や場所の提供及びPRを積極的に展開する必要があります。
- ・町民のまちづくりへの参加を促すためには、まちづくりの目指す目標や対象が、できるだけ多くの町民の関心事である必要があります。町民のまちづくり参加は、行政では把握しきれない細かな問題や課題への対応を必要とする行政ニーズの質的变化に対応するものであることが望まれます。
- ・そうした意味では、町民のアイデンティティ形成のベースとなっている自然環境保全や、日常的で細やかな対応が必要な高齢化対応、リサイクル問題などから、町民主体のまちづくりを始める必要でがあります。

●施策の方向と主な計画事業

1. まちづくりへの参加の仕組みづくり

施策	施策の方向	主な計画・事業
①まちづくりに関する意見交換の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・町民のまちづくりに関する意見交換を活発化するために、町民相互の意見交換や、情報交換の場を設置します。 ・当面は行政主導での運営とするものの、町民の主体的なまちづくりへの参加を促進するために、中・長期的にはまちづくり同好会などを運営主体としていくものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり意見交換会議の開催・運営 ・新たな住民参加方式の検討（総務課） ○町民の意見交換の機会を創出 ・コミュニティ推進体制の確立（総務課）

施策	施策の方向	主な計画・事業
②まちづくりについての情報、知識の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民のまちづくり活動に対する参加意欲を高めるために、まちづくりの目標、分野に応じた関連情報提供や各種研修交流制度を設けます。 ・ 町民のまちづくりに関する情報交換、意見交換の場及び町民へのまちづくり情報の提供の場としてふれあいセンターを活用します。 ・ まちづくりについての情報や知識を提供するため、町民の要望に応じ、生涯学習講座や町民ワークショップ及び小中学校の総合的な学習の場に町職員などを派遣します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ まちづくりに関する教育や研修制度の充実 ・ まちづくりに関する教育や研修制度の充実（生涯学習課） ○ まちの現状やまちづくり活動の情報提供 ・ 各種広報活動の充実（総務課）
③町民からの提案受付の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民のまちづくりに対する要望や提案の受付窓口を設置します。 ・ まちづくり意向調査などの実施により、定期的に町民の意向や要望を把握します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民意識調査の実施 ・ 住民意識調査の実施（総務課） ○ まちづくりに対する要望や提案の受付窓口づくり ・ 広聴制度の検討（総務課） ・ ひまわりメール・リベロ体制の充実（総務課）

2. 協働による「まちづくり活動」を推進する仕組みづくり

施策	施策の方向	主な計画・事業
①既存活動組織の把握と活動参加の窓口づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の民間活動、ボランティア活動を体系的に把握するとともに、民間活動組織などの要望、意向をとりまとめ、活動組織相互の情報交換を促進します。 ・ 組織ごとの活動内容の把握は、各分野別に庁内担当課ごとに行うとともに、庁内での情報交換を推進します。 ・ ボランティア、団体、サークル活動組織の体系的な把握と情報提供の総合的な担当窓口を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存活動組織の体系的把握と参加の窓口づくり ・ ボランティア活動の推進（生涯学習課） ・ 団体・サークル活動の充実（生涯学習課） ・ コミュニティ推進体制の確立（総務課）
②対話と協力のプロジェクト推進を支援する体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対話と協力のまちづくり推進のための行政サイドの窓口となるワーキングチームの創設を検討します。 ・ プロジェクトの推進支援については、ワーキングチームを構成する担当課が関連各課との連携を図り、効率的・一体的な活動を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対話と協力のまちづくり担当セクションの設置の検討 ・ 対話と協力のまちづくり担当セクションの設置の検討（総務課） ○ 庁内でのプロジェクト支援体制づくり ・ 庁内でのプロジェクト支援体制づくり（総務課）
③町民のまちづくり活動推進を支援する体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの中から定常的なまちづくり活動への定着を図るために、既存の民間活動団体との連携や体制づくりの支援を行います。 ・ 既存の自治会活動を推進し、町民による多様なまちづくり活動が進められるようきめ細かな支援を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の自治会活動の連携、体系化推進 ・ 町内の自治会活動の連携、体系化推進（総務課） ○ 既存の自治会活動の推進 ・ 自治会活動の支援体制づくり（総務課） ・ 地区集会施設、コミュニティ備品の整備（総務課） ・ ひまわりメール・リベロ体制の充実（総務課）【再掲】

○ひまわりメール 毎週第1・3木曜日に町若手職員が自治会長などに回覧文書などを配布及び收受することにより町民にふれあい、人間関係のネットワークづくりを図る制度です。

○ひまわりリベロ 町幹部職員が自治会長に行政情報を伝え、また、地域の意見・要望などを伺い、行政に反映させていく制度です。

付属資料



白子町基本構想の骨子（平成20年12月10日町議会議決）

1. 町民憲章

青い海原 緑の松 伝説を秘めた南白亀川の流れ わたくしたちは恵まれた自然と希望に満ちたこの郷土を愛し「人間性あふれる豊かなみのりあるまち」をめざしてこの憲章を定めます。

1. 笑顔でたがいに助けあいやすらぎのある明るいまちをつくりましょう。
1. 創意をもって仕事に励みゆとりある豊かなまちをつくりましょう。
1. 自然を大切に清潔で安全な住みよいまちをつくりましょう。
1. 子どもたちの夢を育て教養と文化の香り高いまちをつくりましょう。
1. スポーツを楽しみ心身ともに健康で活力のあるまちをつくりましょう。

2. 基本構想の目標

- ・町民憲章では、町民が白子町で暮らしやすい生活をおくるだけでなく、「笑顔」「創意」「夢」といった、より心豊かな生活をおくることを目標としています。
- ・白子町第4次総合計画では、町民の身近な生活環境のなかで、「笑顔、創意、夢のあるまち しらこ」をテーマとします。
- ・なお、テーマを実現するため分野別のサブテーマを次のとおりとします。

「自立と思いやりのまちづくり」—生活関連分野（福祉、教育、文化等）

- ・健康で文化的な生活を過ごすため、より地域に即した生活ニーズに対応し、地域の文化を生かした広域との交流連携を進めます。

「発見と活用のまちづくり」—産業、土地利用関連分野

- ・白子町の特徴を生かした豊かで住みやすいまちづくりを推進するために、地域資源の特徴や個性を発見し、活用をするとともに広域との交流連携基盤を整備します。

「参加と協働のまちづくり」

- ・参加と協働のまちづくりを推進する仕組みづくりを進めます。

3. 人口目標

- ・前基本構想策定以降における白子町の10年間の人口推移は、減少傾向にあるが今後、人口受け入れや定住施策の促進を図ることによる人口増加を見込み、基本構想の将来人口の目標を平成29年に13,000人といたします。

4. 土地利用の基本的な考え方

- ・ 現在までの本町の土地利用の動向、および現段階での主要な開発計画や構想などを勘案すると、計画期間内に大幅な土地利用の変化はないと予想されます。今後とも、自然環境と生活空間、農地、住宅地などが調和を保った総合的かつ計画的な土地利用を図っていくことが重要です。特に、住宅環境の維持、向上を図り、住民の多様な価値観を発揮することのできるまちをめざすことが基本であると考えています。

以下の4点を、本町の土地利用の将来目標とします。そして美しい自然の景観を保全しながら調和のとれた魅力的なまちづくりを創造し、多様性のある土地利用を目指していきます。

●土地利用の将来目標

①利便性の高い市街地の形成

- ・ 南白亀地区と白潟地区の海岸沿いの市街地に、まちとしての賑いを創造しながら、安心・安全・快適な暮らしを実現していくためにすべての住民が利用しやすい市街地の形成を図ります。

②農業的土地利用の保全

- ・ 農地は、農業生産の基盤であるとともに、自然的環境の形成や災害の防止に寄与することから保全を図ります。

③まちづくりの拠点の形成

- ・ 行政サービス（役場周辺）、自然レクリエーション（白子IC周辺）、観光・スポーツ（中里周辺）の3拠点を進めます。また、3拠点を結ぶ主要地方道茂原白子線バイパス、主要地方道飯岡一宮線に都市軸の形成を図ります。

④地区コミュニティの形成

- ・ 南白亀・白潟・関の各地区にある小学校、保育所、ふれあいセンターを含めた周辺の3地区に都市機能の形成や町民活動の場の確保を図ります。

白子町振興審議会

白子町後期基本計画についてご審議いただくため、学識経験者及び関係団体など12人で構成する白子町振興審議会を設置し、慎重なご審議の上、答申をいただきました。

1. 設置根拠
白子町振興審議会規則
2. 委員名簿

番号	氏名	団体区分
1	三橋昌好	議会議員
2	河野豊	議会議員
3	今関勝巳	議会議員
4	酒井良信	議会議員
5	牧野敬一	町教育委員会委員
6	田辺義行	町農業委員会委員
7	前橋貴男	町の区域内の公共的団体の役員及び職員
8	大塚昭	町の区域内の公共的団体の役員及び職員
9	徳若順子	町の区域内の公共的団体の役員及び職員
10	片岡良彦	学識経験者
11	細谷貞夫	学識経験者
12	岡澤好美	学識経験者

3. 根拠規定

白子町振興審議会規則（平成24年3月16日規則第2号）

（趣旨）

第1条 この規則は、白子町附属機関条例（平成24年白子町条例第1号）第4条の規定に基づき、白子町振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ白子町振興計画の策定、その他その実施に関し必要な調査及び審議を行なう。

（組織）

第3条 審議会は委員12名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町教育委員会委員
- (3) 町農業委員会委員
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験者

- 3 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員は非常勤とする。
(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
(会議)

第5条 審議会は必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は会長が会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(報酬および費用弁償)

第6条 委員の報酬および費用弁償は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年白子町条例第3号）による。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、所管課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

策定体制

白子町後期基本計画策定委員会及び後期基本計画策定部会設置要領

(目的)

第1条 町の後期基本計画を策定するため、白子町後期基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び白子町後期基本計画策定部会（以下「策定部会」という。）を置く。

(策定委員会の職務)

第2条 策定委員会は、策定部会から提出された計画素案を調査審議し、それらをもとに計画案を策定し、町長に提出するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、副町長、教育長及び各課（等）の長をもって組織する。

(会長)

第4条 策定委員会に会長を置く。

2 会長は副町長職にある者をもってあてる。

3 会長は会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、総務課長の職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

(委員でない者の出席)

第6条 策定委員会の会議において、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を求めることができる。

(策定部会)

第7条 策定部会は、各課から提出された計画原案を調整し計画素案を策定委員会に提出するものとする。

2 策定部会は、総務課職員及び策定部会員をもって組織する。

3 策定部会員は、町の職員の中から町長が指名する。

4 策定部会は、総務課長が必要と認めるときに召集する。

5 総務課長は、会務を総理し、策定部会を代表する。

6 策定部会において必要があると認めるときは総務課職員及び策定部会員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

7 前6項に定めるもののほか、策定部会に関し必要な事項は、策定部会において決定する。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は総務課に置く。

(雑則)

第9条 この要領で定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は「平成24年5月1日から施行し、白子町後期基本計画が策定された日をもって効力を失う。

策定委員会委員（順不同）

番号	職名	氏名	備考
1	副町長	長 島 義 行	会 長
2	教育長	秋 葉 覺	
3	総務課長	酒 井 弘 顕	代 理
4	税務課長	小 高 健 史	
5	建設課長	緑 川 輝 男	
6	産業課長	斉 藤 繁 男	
7	商工観光課長	今 井 義 行	
8	保健福祉課長	萬 崎 康 一	
9	環境課長	緑 川 義 之	
10	住民課長	板 倉 広 明	
11	議会事務局長	御 園 清 次	
12	白濁保育所長	緑 川 早 苗	
13	関保育所長	緑 川 多 恵 子	
14	南白亀保育所長	高 山 操	
15	ガス事業所長	鶉 澤 敬 房	
16	会計課長	森 川 茂	
17	教育課・生涯学習課長	田 邊 正 二	
18	給食共同調理所長	酒 井 広 夫	
19	社会福祉協議会事務局長	君 塚 吉 男	

策定部会員（順不同）

番号	職名	氏名	備考
1	総務課主査	牧 野 弘 子	
2	税務課主査	高 橋 庸 行	
3	建設課管理係長	石 井 宏 樹	
4	産業課農業振興係長	鈴 木 宏 和	
5	商工観光課商工観光係長	三 橋 富 子	
6	保健福祉課主査	片 岡 秀 樹	
7	環境課環境係長	大 塚 嘉 一	
8	住民課国保年金係長	金 坂 潤 一	
9	議会事務局書記	鶉 澤 さやか	
10	ガス事業所主査	渡 邊 昭	
11	会計課主査	大多和 勉	
12	教育課学校教育係長	稲 葉 敬 司	
13	生涯学習課主査	御 園 友加里	
14	給食共同調理所庶務係長	御 園 智 夫	

策定経過

年	月	白子町振興審議会	庁内
平成 24 年	6 月		第 1 回策定部会 (6/15)
	9 月		第 2 回策定部会 (9/ 6)
	11 月		第 3 回策定部会 (11/ 6)
	12 月	第 1 回白子町振興審議会 (12/21)	第 1 回策定委員会 (12/ 3)
平成 25 年	2 月	第 2 回白子町振興審議会 (2/27)	第 4 回策定部会 (2/ 8) 第 2 回策定委員会 (2/19)

図 4-2
白子町防災マップ

白子町防災マップ



施設名	所在地	電話番号
● 役場		
白子町役場	〒5074-2	33-2111
● 町指定避難所		
施設名	所在地	電話番号
白子ふれあいセンター	〒50825	33-1860
南白子ふれあいセンター	〒50352-18	33-1781
白子中学校	〒50860	33-2152
関小学校	〒5089-1	33-3531
南白子小学校	〒5012	33-2151
白子小学校	〒50470	33-3164
関ふれあいセンター	〒50724-1	33-1401
白子町国民体育館	〒502	33-2654
● 駐在所・医療機関		
施設名	所在地	電話番号
白子駐在所	〒50302-80	33-2150
牛込駐在所	〒50300-3	33-3229
関駐在所	〒5091-1	33-3537
大森和歌医院	〒50481	33-4111
清井診療所	〒50308-1	33-2356
安藤医院	〒50329-1	33-2211
三上クリニック	〒50204-4	30-3733
● 防災備蓄倉庫		
施設名	所在地	電話番号
白子町倉庫	〒50712-2	33-2111
南白子小学校	〒5012	33-2151
関小学校	〒5089-1	33-3531
白子小学校	〒50470	33-3164
白子中学校	〒50860	33-2152
● ヘルicopter一時着発所		
施設名	所在地	電話番号
千葉県立五十九歳自然公園	〒50321-3	

施設名	所在地	電話番号
● 津波避難ビル		
白子町役場	〒5074-2	33-2111
新築東地区		
ダイヤハルス白子第1	〒50270-27	33-5510
フラワーハルス白子	〒50270-6	33-2841
ダイヤハルス白子第2	〒502729-6	33-5346
高松地区		
高松地区	〒50291	33-2522
サンライズポイント白子	〒50290-4	33-6025
パノラマビュー白子	〒50290-647	33-7169
松屋	〒50290-25	33-2020
● 倉庫地区		
倉庫地区	〒50266	33-7511
白子		
ニューオーブカ	〒50114	33-2363
東芝	〒505	33-2100
● 商業地区		
サニーインかい	〒50369	33-2133
アベックスサンシャイン	〒50370	33-3381
カネコ養豚場	〒50464-1	33-2128
グリーンハルス	〒50431	33-2364
ホテルグリーン西舞	〒50428-2	33-2202
中興	〒50419	33-2045
カアパロ	〒50407-2	33-2121
ホテルサンシャイン白子	〒50408-18	30-2221
白子ニューサイドホテル	〒50402	30-3559
白子ホワイトハルス	〒50481	33-2005
ニュー山中庄	〒50370-1	33-3226
ファミリーカネカ	〒50362-2	33-2340
ニューカネイ	〒50442	33-2511
ホテルニュー白子	〒50383-2	33-3274
ホテル緑之木庄	〒50442-3	33-2229
新の宮の湯宿 真宿	〒50370	33-3115
ホテル東舞	〒50437-1	33-2061
リゾートインまきや	〒50429-1	33-2098
旅館州の家	〒50414	33-2282

地区名	高さ	最大深	流速
1	1.8	2.5	25.2
2	2.0	0.7	3.5
3	2.2	0.3	6.3
4	1.8	2.1	22.3
5	1.2	1.6	5.4
6	2.5	0.1	2.1
7	1.0	3.3	33.1
8	0.8	2.5	6.5
9	2.2	0.7	7.2
10	2.5	1.5	8.6
11	0.7	2.0	4.0
12	0.8	2.1	4.0
13	1.5	2.2	26.3
14	2.0	1.0	3.2
15	1.2	1.7	3.8
16	2.2	2.6	18.2
17	1.7	1.6	3.0
18	3.7	0.1	1.6
19	1.8	2.4	14.0
20	2.7	0.4	3.7
21	2.9	0.0	0.0
22	1.0	2.8	18.4
23	2.8	0.7	6.1

凡例

- 白子町役場
- ⊗ 駐在所
- ✦ 医療機関
- 町指定避難所
- 防災備蓄倉庫
- ヘルicopter臨時発着所
- ・ 津波避難ビル
- ・ 海拔
- 行政界
- 有料道路
- 主要地方道
- 一般県道
- 一般町道
- 遊歩路(整備予定含む)

図 4-3
白子町津波ハザードマップ

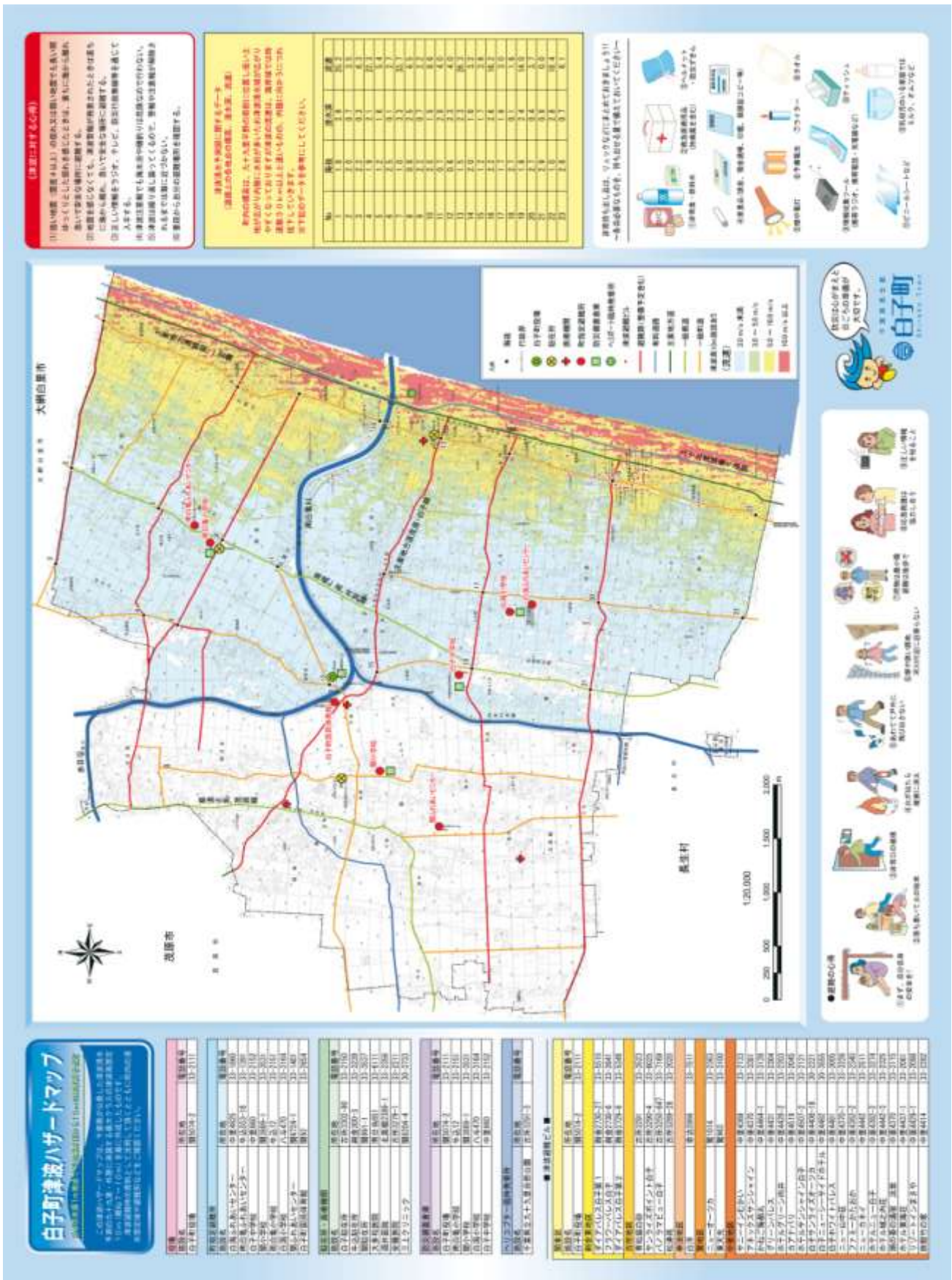
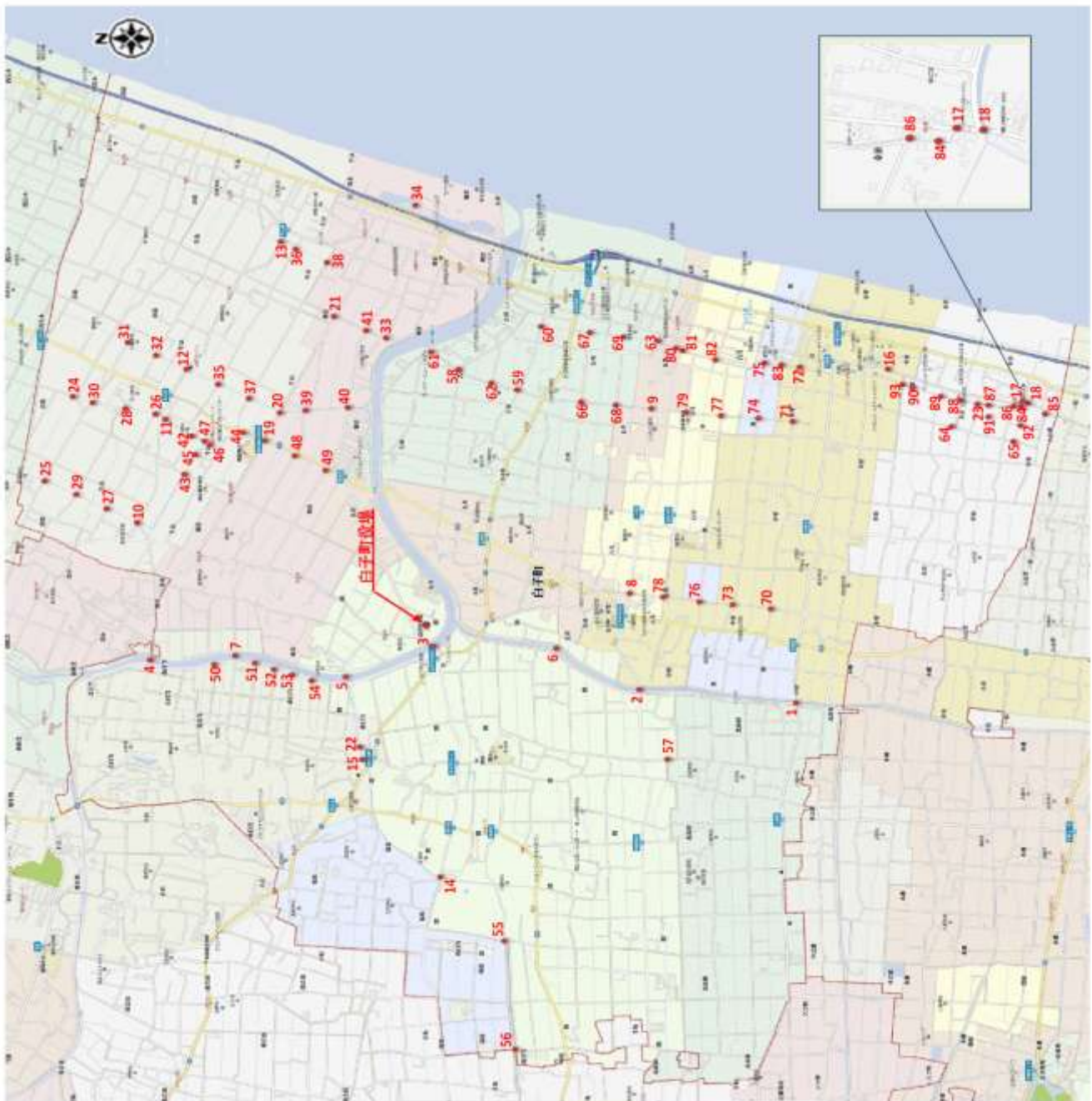


图 4-7 道路桥梁设置状况图

番号	桥梁名
1	中島橋
2	松尾橋
3	観音堂橋
4	北日当橋
5	宮後橋
6	高野橋
7	南日当橋
8	松尾6号橋
9	松尾11号橋
10	弁天2号橋
11	広瀬4号橋
12	昭和橋
13	浜通橋
14	新川2号橋
15	中新川橋
16	松尾46号橋
17	松尾47号橋
18	松尾48号橋
19	学心橋
20	漸入橋
21	大群橋
22	新川3号橋
23	松尾35号橋
24	松尾1号橋
25	弁天橋
26	北妻橋
27	北沼橋
28	広瀬3号橋
29	弁天1号橋
30	松尾2号橋
31	新堀1号橋
32	新堀2号橋
33	大野4号橋
34	前川小橋
35	新堀3号橋
36	大野1号橋
37	新堀4号橋
38	大野2号橋
39	前川橋
40	新堀橋
41	大野3号橋
42	広瀬5号橋
43	弁天3号橋
44	広瀬8号橋
45	弁天4号橋
46	広瀬7号橋
47	広瀬6号橋
48	栄橋
49	南政橋
50	團1号橋

番号	桥梁名
51	團2号橋
52	團3号橋
53	團4号橋
54	團5号橋
55	新川1号橋
56	境橋
57	團8号橋
58	松尾16号橋
59	松尾14号橋
60	松尾23号橋
61	松尾17号橋
62	松尾15号橋
63	松尾20号橋
64	松尾40号橋
65	松尾43号橋
66	松尾13号橋
67	松尾22号橋
68	松尾12号橋
69	松尾21号橋
70	松尾2号橋
71	松尾7号橋
72	松尾28号橋
73	松尾3号橋
74	松尾8号橋
75	松尾26号橋
76	松尾4号橋
77	松尾9号橋
78	松尾5号橋
79	松尾10号橋
80	松尾19号橋
81	松尾18号橋
82	松尾25号橋
83	松尾27号橋
84	松尾38号橋
85	松尾45号橋
86	松尾37号橋
87	松尾36号橋
88	松尾34号橋
89	松尾33号橋
90	松尾32号橋
91	松尾42号橋
92	松尾41号橋
93	松尾31号橋



白子町第4次総合計画後期基本計画

発行 平成25年(2013年)3月

制作・編集

白子町総務課

〒299-4292 白子町関5074-2

電話 0475(33)2110 (直通)

URL:<http://www.town.shirako.lg.jp>